

1. 建築物

01 出入口

基本的な考え方

- ・ 主要な出入口等は、だれもが円滑に利用できるように整備する。
- ・ 主要な出入口付近には、受付や利用者に分かりやすい施設の案内板を適切に配慮する。
- ・ 主要な出入口以外の出入口においても、緊急時等を考慮し利用者の円滑な利用に配慮する。
- ・ 出入口の戸の構造は、視覚障害者や車椅子使用者の通行に十分配慮する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する出入口)		
(1)戸の構造	●全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。 ⇒★図 01-1	・ 目の高さの位置に横線をいれるか、色(高齢者の黄変化した視界では見えにくい青色は避ける。)や模様、衝突防止シール等で十分識別できるようにする。
(2)自動制御装置	●自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 ⇒★図 01-1 ○高齢者、障害者、子供連れなどが多く利用する出入口にあっては、垂直方向に複数の光線を設ける。	・ ドア走行部における通行者の立ち止まりなどによる挟まれ防止対策として、ドア枠の左右かつ適切な高さ(床面から 20~70cm の範囲)に安全センサーを設置する。
その他	○玄関マットは、埋め込み式とし、はけ状のものはさける。また、視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮する。 ⇒★図 01-1 ○玄関付近には、音声・音響誘導装置、インターホン等を設ける。 ⇒★図 01-1	
移動等円滑化経路を構成する出入口		
(ア)幅	●幅は、85cm 以上(構造上出入口の幅を 85cm 以上とすることが困難である場合又は車椅子使用者が当該出入口に直進のまま出入りすることができる場合にあっては、80cm 以上)とすること。 ⇒★図 01-2、政令第 1 8 条第 2 項第 2 号イ (幅は 80cm 以上とすること) ○幅は、90cm 以上とする。	・ 出入口の有効寸法の確保にあたっては、ドアの厚みや取っ手の引き残し・飛び出しを考慮し、必要な有効幅員が確保できるよう十分に配慮する。
(イ)戸の構造	●戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ⇒★図 01-1、政令第 1 8 条第 2 項第 2 号ロ ○引き戸には、補助取っ手をつける。 ⇒★図 01-3	・ 開閉動作の難易度から見ると、引き戸が開き戸より簡単である。一般に推奨される順位としては、まず、自動式引き戸、次に手動式引き戸である。 ・ 取っ手は、引き戸では棒状のもの、開き戸ではレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式、パニックバー形式のものとし、床面から 90cm 程度の高さに設ける。握り玉タイプのもの、掘り込み形式のものは使いにくいため使用しない。 ・ 回転戸の利用は、高齢者、障害者等に困難かつ危険であるので、移動等円滑化経路には使用しない。 ・ 「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機のための水平なスペースを確保することであり、有効寸法として自動扉及び引き戸の場合は 150cm 以上、開き戸の場合は建具幅+150cm 以上が原則として必要となる。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(ウ) 直接地上へ通じる主要な出入口	<p>●直接地上へ通じる主要な出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、90cm以上とすること。</p> <p>(イ) 屋根又はひさしを設けるよう努めること。 ⇒★図 01-1</p> <p>○幅は、1.2m以上とする。 ⇒★図 01-1</p>	<p>・出入りの際や自動車の乗降時に雨等がかからないようにするため、屋根又はひさしを設置することに努める。</p>

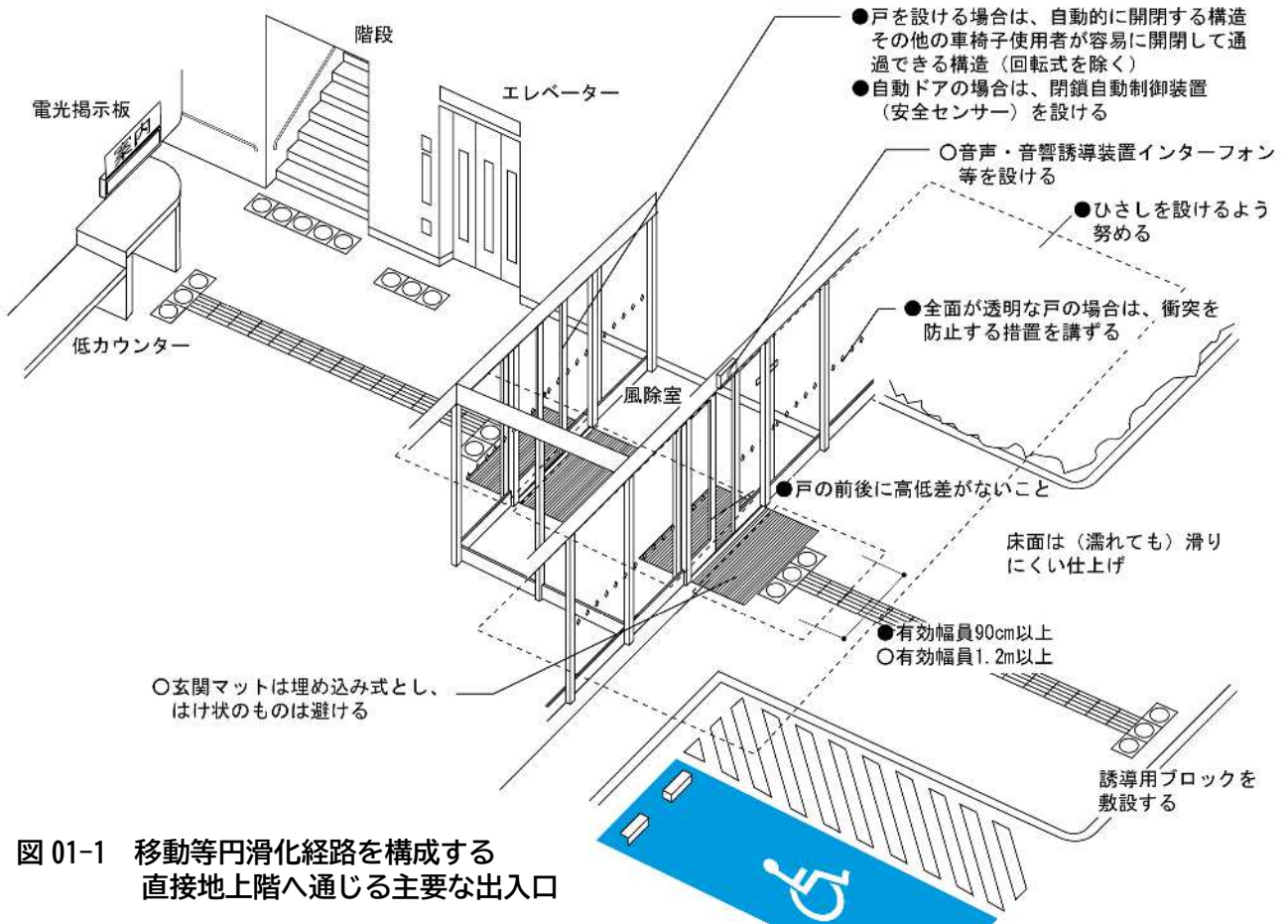


図 01-1 移動等円滑化経路を構成する直接地上階へ通じる主要な出入口

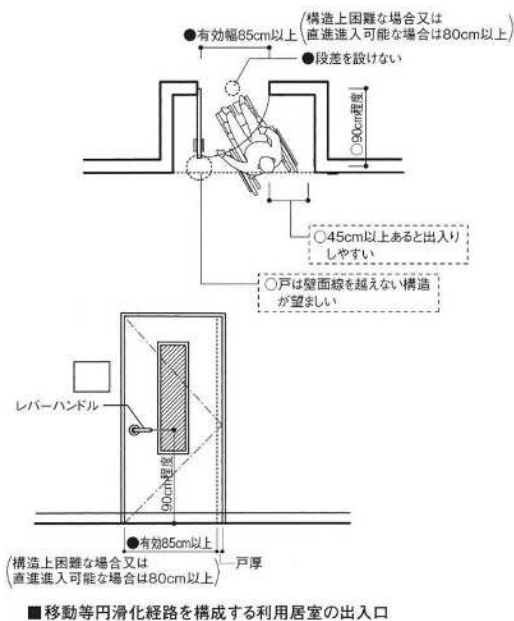


図 01-2 移動等円滑化経路を構成する利用居室の出入口

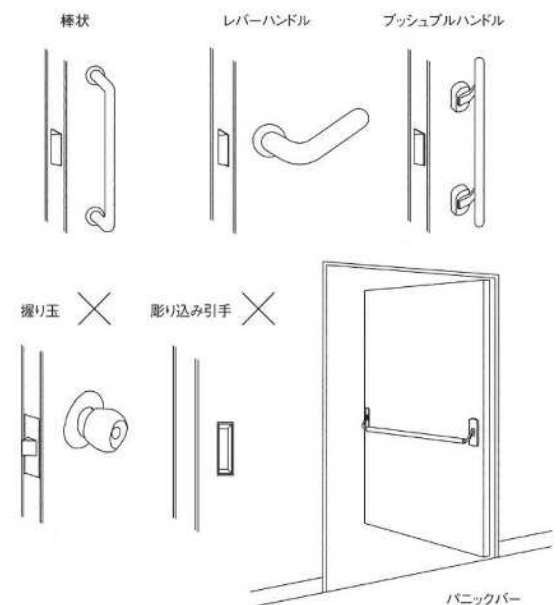


図 01-3 使いやすい取っ手

基本的な考え方

- ・廊下等は利用者の通行に支障がないよう十分なスペースを確保する。
- ・廊下等には利用者の事故に通じるような不用意な突出物を設けない。
- ・廊下等の手すりは、施設の利用により設置が必要な箇所を十分考慮する。また、将来設置が必要と思われる箇所には、いつでも容易に設置できるように壁下地を補強しておく。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する廊下等)		
(1)床面仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⇒ ★図 02-1、政令第 1 1 条第 1 号	・床面仕上げは、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。 ・毛足の長いカーペットは避ける。
(2)点状ブロック等	●階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ⇒政令第 1 1 条第 2 号 (ア) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの ⇒H18 国交第 1497 第一	・階段又は傾斜路の上端部における点状ブロック等の敷設位置は、直前になると踏み外す危険があるため、30cm 程度の余幅を取る。 ・対象となる生活関連施設は、不特定多数の者が利用する施設及び、主として視覚障害者が利用する施設のため、特定多数の者が利用する施設である学校、事務所、保育所等は対象とはなりません。施設ごとの実情を踏まえ必要に応じて点状ブロック等の敷設を検討する。
(3)突出物等	●突出物その他通行の支障となるものを設けないこと。ただし、通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。 ⇒★図 02-2 ○曲がり角では、鏡などにより、衝突防止の配慮をする。 ⇒★図 02-1 ○柱及び曲がり角の出隅は、隅切り又は面取りを行う。 ⇒★図 02-3	・ベンチ、自動販売機、消火栓ボックス等の設置について、通行の支障とならないよう、設置場所等に配慮する。 ・やむを得ず高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を 10cm 以下とする。
その他	○長い場所や広い空間では、休憩場所を設ける。 ⇒★図 02-4 ○廊下の照明は、むらなく通行に支障のない明るさとする。 ⇒★図 02-1	
移動等円滑化経路を構成する廊下等		
(ア)幅	●幅は、1.2m 以上とすること。 ⇒★図 02-1、政令第 1 8 条第 2 項第 3 号イ ○幅は、1.8m 以上とすること。 ⇒★図 02-1	・幅 1.2m は、車椅子と人(横向き)のすれ違いができ、松葉づえ使用者が円滑に通過できる寸法である。幅 1.8m は、車椅子使用者同士がすれ違える寸法である。 ・手すりがある場合は、手すりを含まない有効幅を計測する。
(イ)車椅子使用者対応	●廊下等の末端の付近及び区間 50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ⇒★図 02-1、政令第 1 8 条第 2 項第 3 号ロ	・車椅子の転回に支障がない場所とは、具体的には、 ▶車椅子の車輪中央を中心に 180°回転が可能となる幅 140cm、奥行き 170cm 程度のスペース ▶360°回転が可能となる 150cm 角の部分 ▶十字・T 字の交差部

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(ウ)戸の構造	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ⇒★政令第18条第2項第3号八	
(エ)手すり	<p>●規則別表第1の1建築物の表2の項及び10の項(1)(2)【病院、診療所、老人ホーム及び福祉ホーム等】に掲げる生活関連施設の廊下等には、手すりを設けること。 ⇒★図02-2</p> <p>○手すりの端部には、現在位置等を点字で表示する。 ⇒★図02-2</p> <p>○手すりは肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮すると、廊下の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に設ける。</p> <p>○手すりの端部は曲げて処理する。 ⇒★図02-2</p> <p>○断面の形状は円形など握りやすいことを第一条件とし、外径3～4cm(小児用の場合3cm)程度とし、壁との間隔は4～5cm程度とする。 ⇒★図02-2</p>	・手すりを取り付ける場合の高さは、1本の場合は、75cm～85cm程度とし、2本の場合は、60cm～65cm程度の高さの手すりを加える。
(オ)育児用施設(授乳場所等)	<p>●規則別表第1の1建築物の表2の項、4の項(観覧場を除く。)、5の項、6の項((4)を除く。)、7の項、8の項(1)及び13の項に掲げる生活関連施設【病院、診療所、観覧場、集会場、公会堂、展示場、コンビニエンスストア、マーケット、百貨店、物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署、官公署、博物館、美術館及び図書館】(床面積の合計が5,000㎡以上のものに限る。)の廊下等には、高齢者、障害者等が当該廊下等を円滑に利用することを妨げない場所であって乳幼児を連れて来者が利用しやすい場所に育児用施設(乳幼児用ベッド、椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所をいう。以下同じ。)を1以上設けるとともに、その位置を表示すること。ただし、廊下等以外の場所であって乳幼児を連れて来者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられ、かつ、その位置が廊下等に表示されている場合は、この限りでない。 ⇒★図02-5、図02-6</p> <p>○授乳スペースの周辺には、荷物置き場を設ける。 ⇒★図02-5</p> <p>○授乳スペースには、給湯や哺乳ビンの消毒ができる設備を設ける。 ⇒★図02-5</p>	<p>・対象となるコンビニエンスストアは、直接地上へ通じる出入口がある階に売場を有するものに限り、かつ、対象となる官公署は不特定かつ多数の利用者が利用するものに限り、かつ、母乳及び哺乳ビンによる授乳に対応した設備及びおむつの交換ができる設備を設ける。</p> <p>・母乳による授乳のためのスペースは、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保し、椅子を備える。</p> <p>・男性による哺乳ビンによる授乳にも配慮する。</p> <p>・乳幼児用ベッドや椅子等の配置は、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮する。</p>

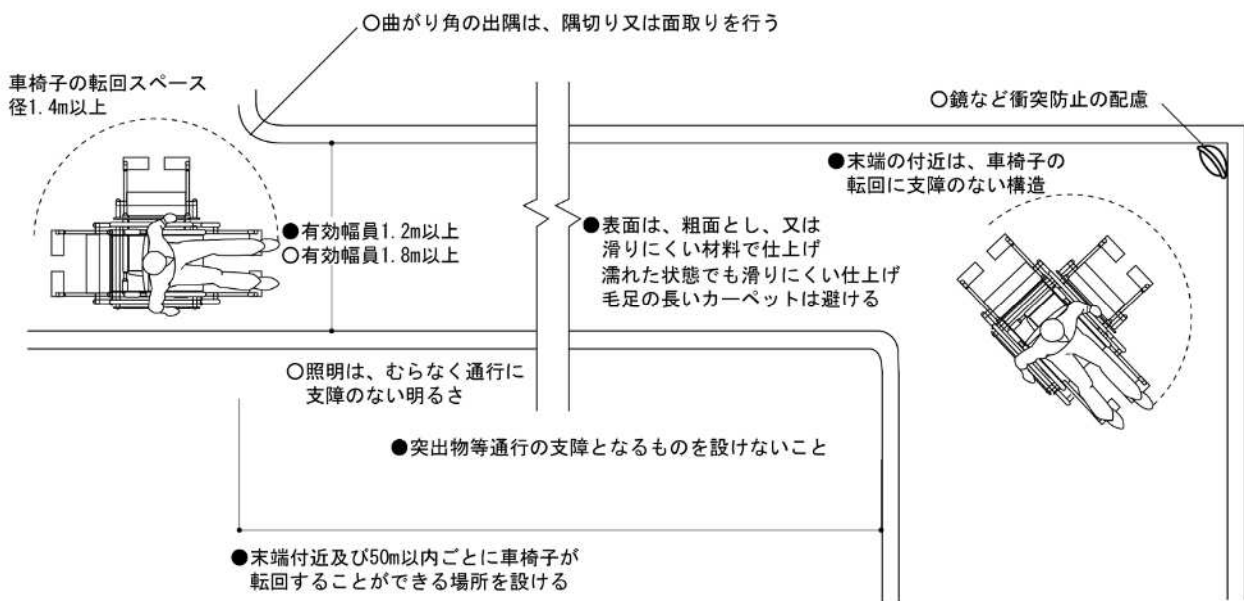


図02-1 移動等円滑化経路を構成する廊下等の構造

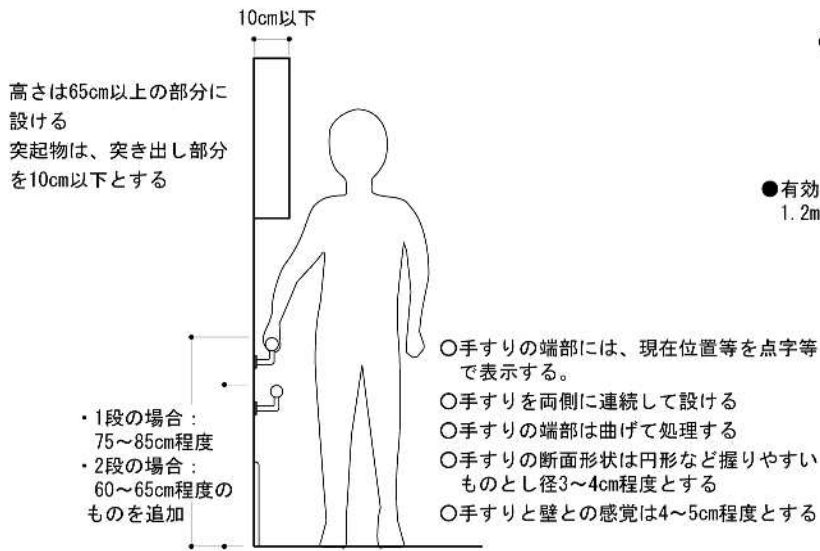


図 02-2 手すりを設ける場合の構造

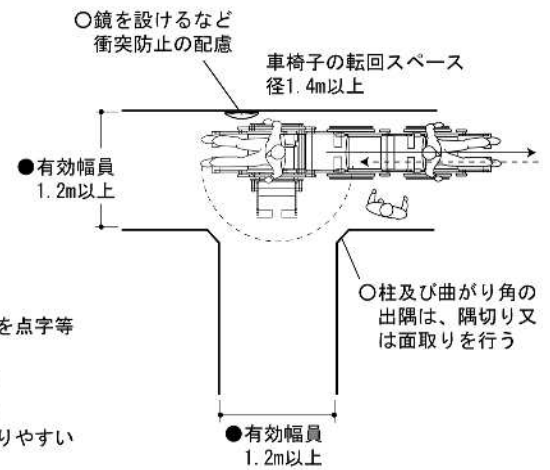


図 02-3 移動等円滑化経路におけるT字型の交差部分での動作

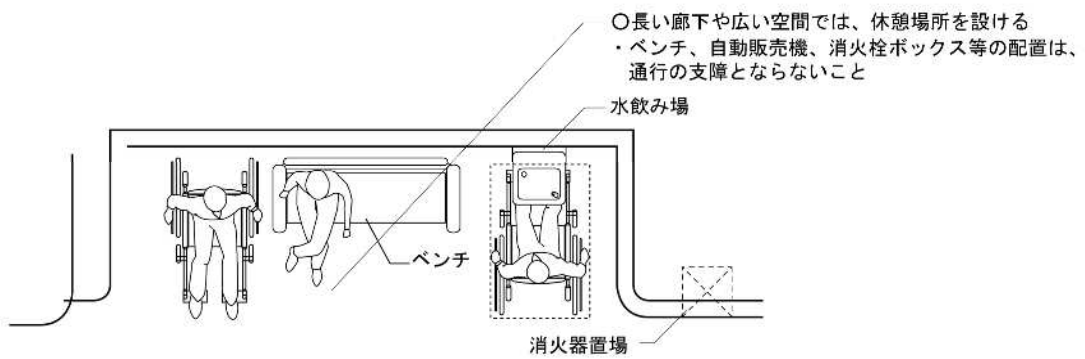


図 02-4 休憩スペースの例

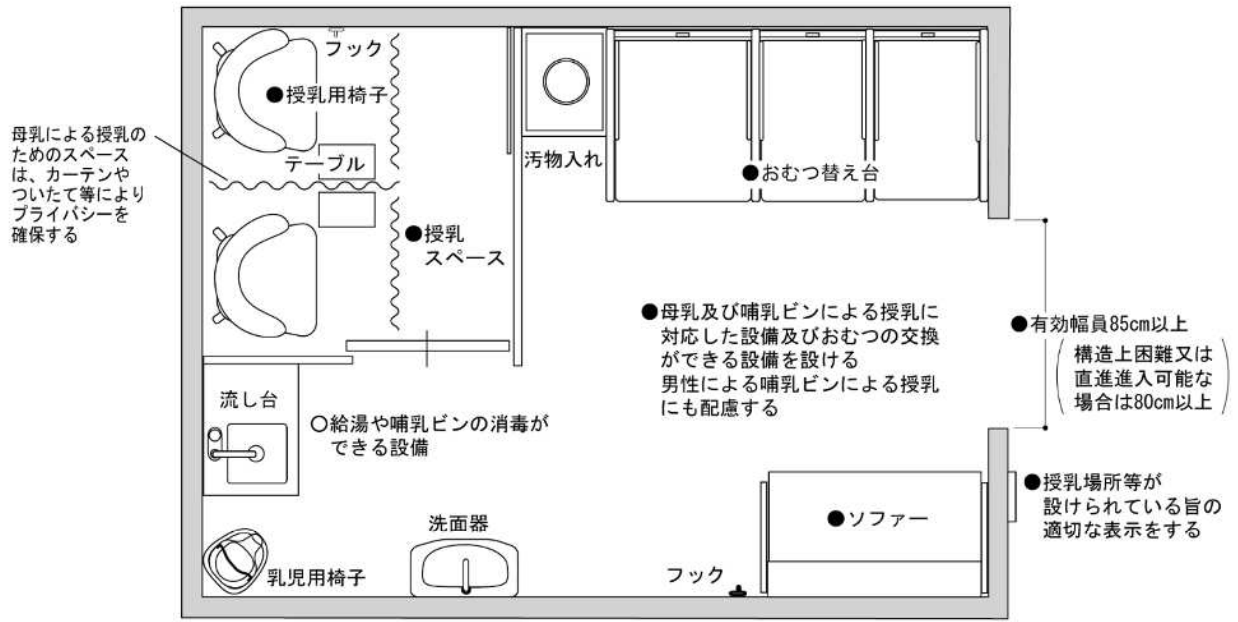


図 02-5 育児用施設（授乳場所等）の例

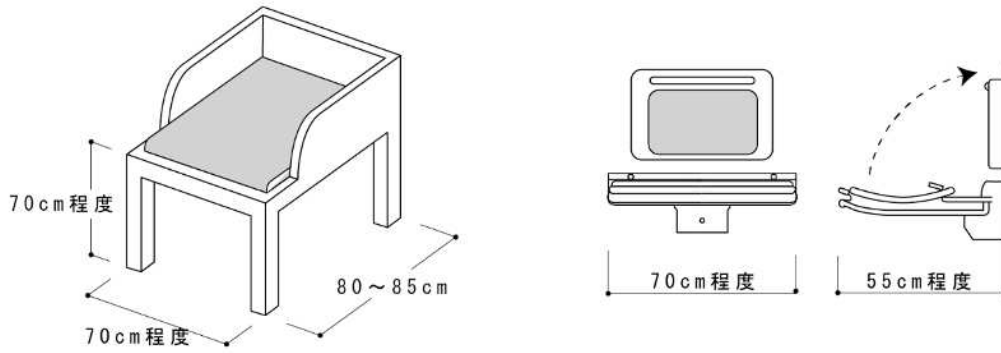


図 02-6 おむつ替え台の例

基本的な考え方

- ・階段では、転落防止対策を十分講ずるものとする。
- ・階段には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮し、手すりを設ける。
- ・階段での転落事故を防ぐために、段鼻は容易に見分けがつく構造とする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する階段)		
(1)手すり	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりを両側に設けること。 ⇒★図 03-1、政令第 12 条第 1 号 (片側)、バリアフリー条例第 5 条 (両側) ○手すりの上下端の水平部分には、行き先、現在位置等を点字等で表示する。 ⇒★図 03-1 ○手すりは、階段の端部から 45cm 以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。 ⇒★図 03-1 ○踊場を含み、手すりは連続して設ける。 ⇒★図 03-1 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを取り付ける場合の高さは、1 本の場合は、75cm～85cm 程度とし、2 本の場合は、60cm～65cm 程度の高さの手すりを加える。
(2)床面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⇒★図 03-1、政令第 12 条第 2 号 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に杖が横に滑らないよう、配慮を要する。
(3)段の端部	<ul style="list-style-type: none"> ●踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする。 ⇒★図 03-1、政令第 12 条第 3 号 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や視覚障害者等が安全に昇降するためには、段鼻を認知しやすくすることが重要である。
(4)段の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込みを 2cm 以下とすること。 ⇒★図 03-3、政令第 12 条第 4 号 ○階段の蹴上は 16cm 以下、踏面は 30cm 以上とする。 ⇒★図 03-3 	<ul style="list-style-type: none"> ・段鼻が突出しているとつま先が引っかかりやすいので突き出さないものとする。また、滑り止めを設ける際も踏み面及び蹴込み板の面とそろえ、つまずきにくい様に配慮する。 ・つま先が引っかかったり、杖や足が落ち込む可能性もあるため、蹴込み板を設ける。
(5)点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ●段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は段がある部分と連続して両側に手すりを設けるものであるは、この限りでない。 ⇒★図 03-1、政令第 12 条第 5 号、H18 国交省第 1497 第二 	<ul style="list-style-type: none"> ・段上端部における点状ブロック等は、視覚障害者に段の存在を予告するためのものであり、敷設位置としては、段鼻の直前であると踏み外す危険があるため、階段手前 30cm 程度の余幅を取る。 ・対象となる生活関連施設は、不特定多数の者が利用する施設及び、主として視覚障害者が利用する施設のため、特定多数の者が利用する施設である学校、事務所、保育所等は対象とはなりません。施設ごとの実情を踏まえ必要に応じて点状ブロック等の敷設を検討する。
(6)回り階段	<ul style="list-style-type: none"> ●主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 ⇒★図 03-2、政令第 12 条第 6 号 ○主たる階段以外の階段であっても回り階段としないこと。 ○直階段は、万が一転落した場合、一気に下まで落ちる危険性があるため、折り返し階段とすることが望ましい。直階段とする場合は、踊場を大きめに確保する等の配慮が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる階段とは施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいい、通常の動線に主に利用される可能性のある階段は全てこれに該当する。 ・回り階段は、らせん階段や踊場部分に段を設けた階段のことであり、視覚障害者等が方向を失ったり、踏面の寸法が内側と外側で異なるため段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすく、避けなければならないものである。 ・ただし書きの適用については、小規模な 2 階建てや既存改修等で構造上困難な場合に限る。
(7)立ち上がり部	<ul style="list-style-type: none"> ●踏面の両側に、側壁又は 2cm 以上の立ち上がり部を設けること。 ⇒★図 03-3 ○側壁がない場合は 5 cm 程度まで立ち上がり部を設けることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・杖が転落しない様、立ち上がり部を要する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
その他	○有効幅員は、杖利用者の昇降を考慮し 1.4m 以上とする。 ⇒★図 03-1 ○必要に応じて、足元灯等を設置する。 ⇒★図 03-1 ○見通しの悪い踊場には、鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をする。 ⇒★図 03-1	

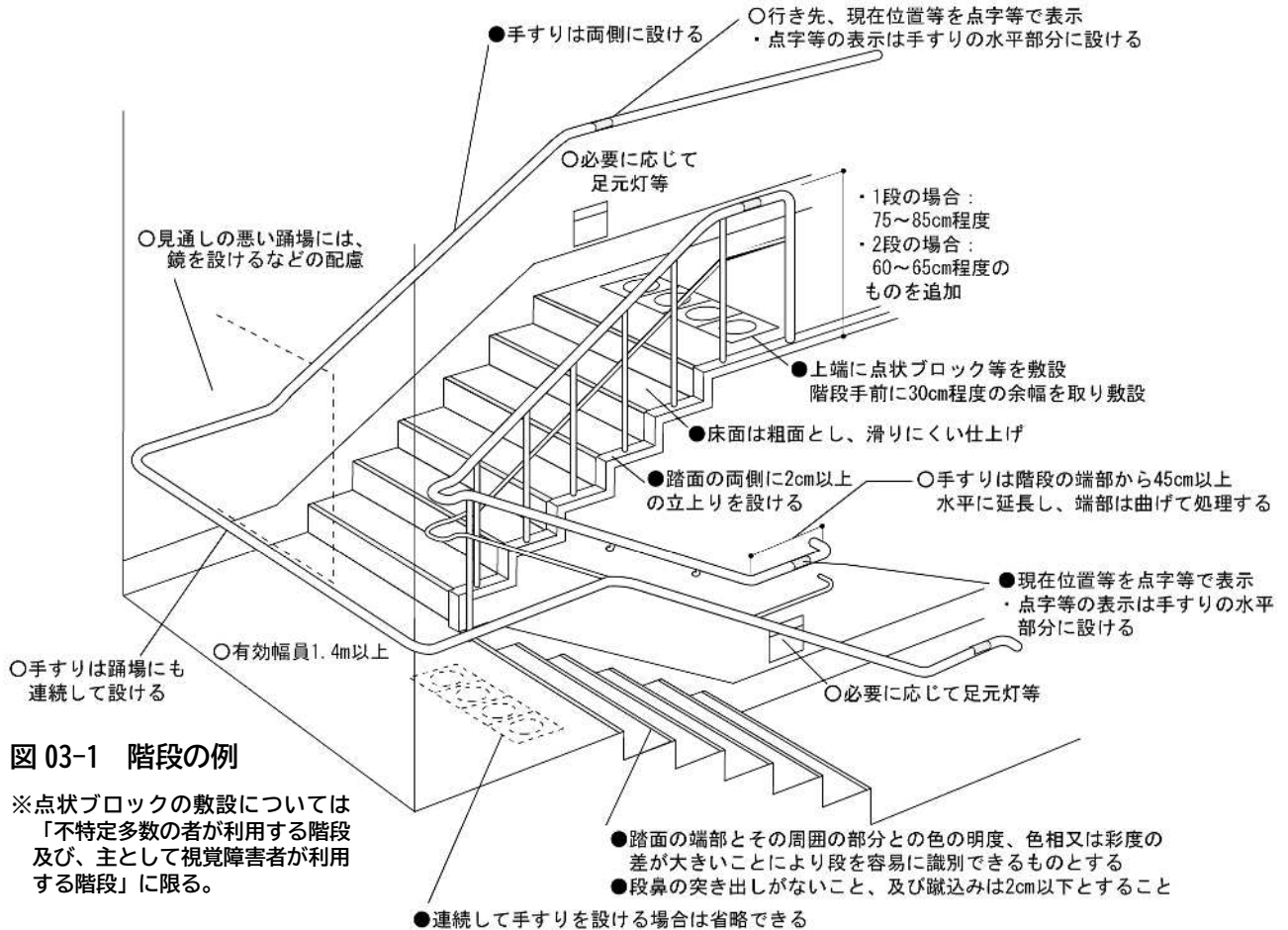


図 03-1 階段の例

※点状ブロックの敷設については「不特定多数の者が利用する階段及び、主として視覚障害者が利用する階段」に限る。

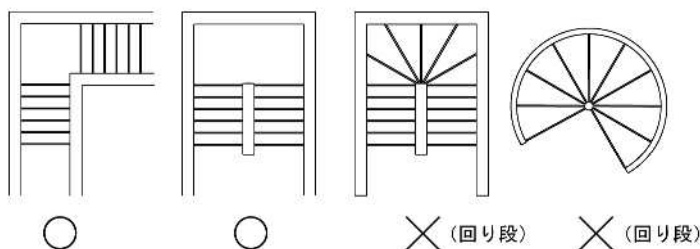


図 03-2 階段の形状 (○: 良い例、×: 良くない例)

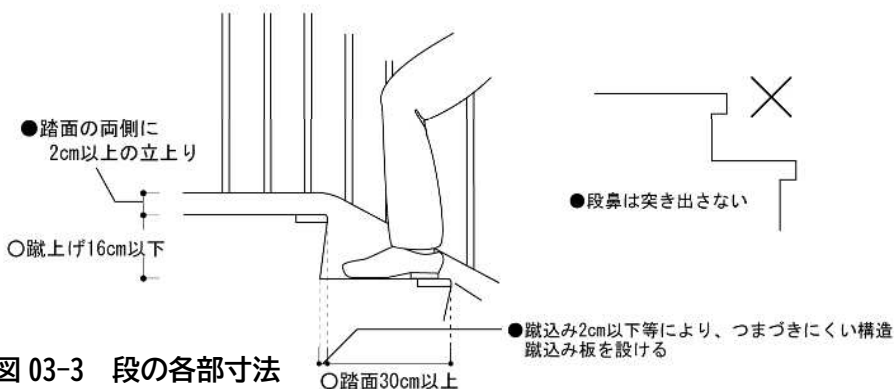


図 03-3 段の各部寸法

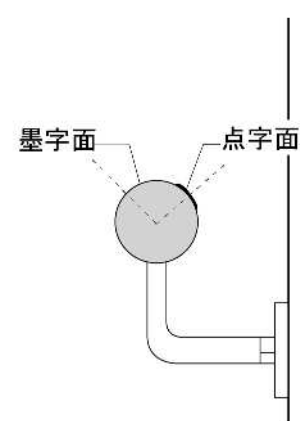


図 03-4 手すりの点字表示

1. 建築物

04 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

基本的な考え方

- ・建築物内の廊下等に高低差や段差が生じている場合には、利用者が安全かつ円滑に利用できるように傾斜路を設ける。
- ・傾斜路の勾配はできる限り緩やかに設ける。
- ・敷地等の形状により傾斜路の距離が著しく長い場合、若しくは進路方向が見えにくい傾斜路にあつては、傾斜路の長さを表示するなど利用しやすさを工夫する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)		
(1)手すり	<ul style="list-style-type: none"> ●勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを両側に設けること。 ⇒★図 04-1、政令第 13 条第 1 号 (片側手すり) ○手すりの上下端の水平部分には、行き先、現在位置等を点字等で表示する。 ⇒★図 04-1 ○手すりは、傾斜路の端部から 45cm 以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。 ⇒★図 04-2 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを取り付ける場合の高さは、1 本の場合は、75cm~85cm 程度とし、2 本の場合は、60cm~65cm 程度の高さの手すりを加える。
(2)床面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⇒★図 04-1、政令第 13 条第 2 号 ○ノンスリップ加工を施すこと。 ⇒★図 04-1 	
(3)路面の識別	<ul style="list-style-type: none"> ●その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 ⇒★図 04-1、政令第 13 条第 3 号 	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路の上端・下端または傾斜路全体を、注意喚起のため明度、色相又は彩度、輝度比等に差がある材料で仕上げる。
(4) 点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が施行規則別表第 2 2 の項(2)アからウまで【次の(ア)~(ウ)】のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを両側に設けるものである場合は、この限りでない。 ⇒★図 04-1、政令第 13 条第 4 号 (ア) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの ⇒H18 国交第 1497 第三 	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜の上端部における点状ブロック等は、視覚障害者に傾斜の存在を予告するためのものであり、敷設位置としては、傾斜の直前であると踏み外す危険があるため、傾斜手前 30cm 程度の余裕を取る。 ・対象となる生活関連施設は、不特定多数の者が利用する施設及び、主として視覚障害者が利用する施設のため、特定多数の者が利用する施設である学校、事務所、保育所等は対象とはなりませんが、施設ごとの実情を踏まえ必要に応じて点状ブロック等の敷設を検討する。
(5)立ち上がり部	<ul style="list-style-type: none"> ●両側に、側壁又は 5cm 以上の立ち上がり部を設けること。 ⇒★図 04-1 	<ul style="list-style-type: none"> ・杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止のため傾斜路側端に立ち上がり部を要する。
移動等円滑化経路を構成する階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		
(ア)幅	<ul style="list-style-type: none"> ●幅は、階段に代わるものにあつては 1.2m 以上、階段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。 ⇒★図 04-1、政令第 18 条第 2 項第 4 号イ ○幅は、階段に代わるものにあつては 1.5m 以上、階段に併設するものにあつては 1.2m 以上とする ⇒★図 04-1 	
(イ)勾配	<ul style="list-style-type: none"> ●勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。 ⇒★図 04-2、政令第 18 条第 2 項第 4 号ロ ○勾配は、15 分の 1 を超えないこと。 ⇒★図 04-2 	

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(ウ)(エ)踊り場	<ul style="list-style-type: none"> ● (ウ) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さが75cm以内ごとに踊場を設けること。 ⇒★図04-1、政令第18条第2項第4号ハ ● (エ) 踊場(ウ)の規定により設けるもの及びそれ以外のものをいう。)の踏幅は、1.5m以上とすること。 ⇒★図04-1、政令第18条第2項第4号ハ ○ 傾斜路の起終点、屈曲部、通路との交差部分に設ける踊り場にあつても、踏幅1.5m以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 踏幅が1.5m以上あれば、車椅子使用者が転回可能である。

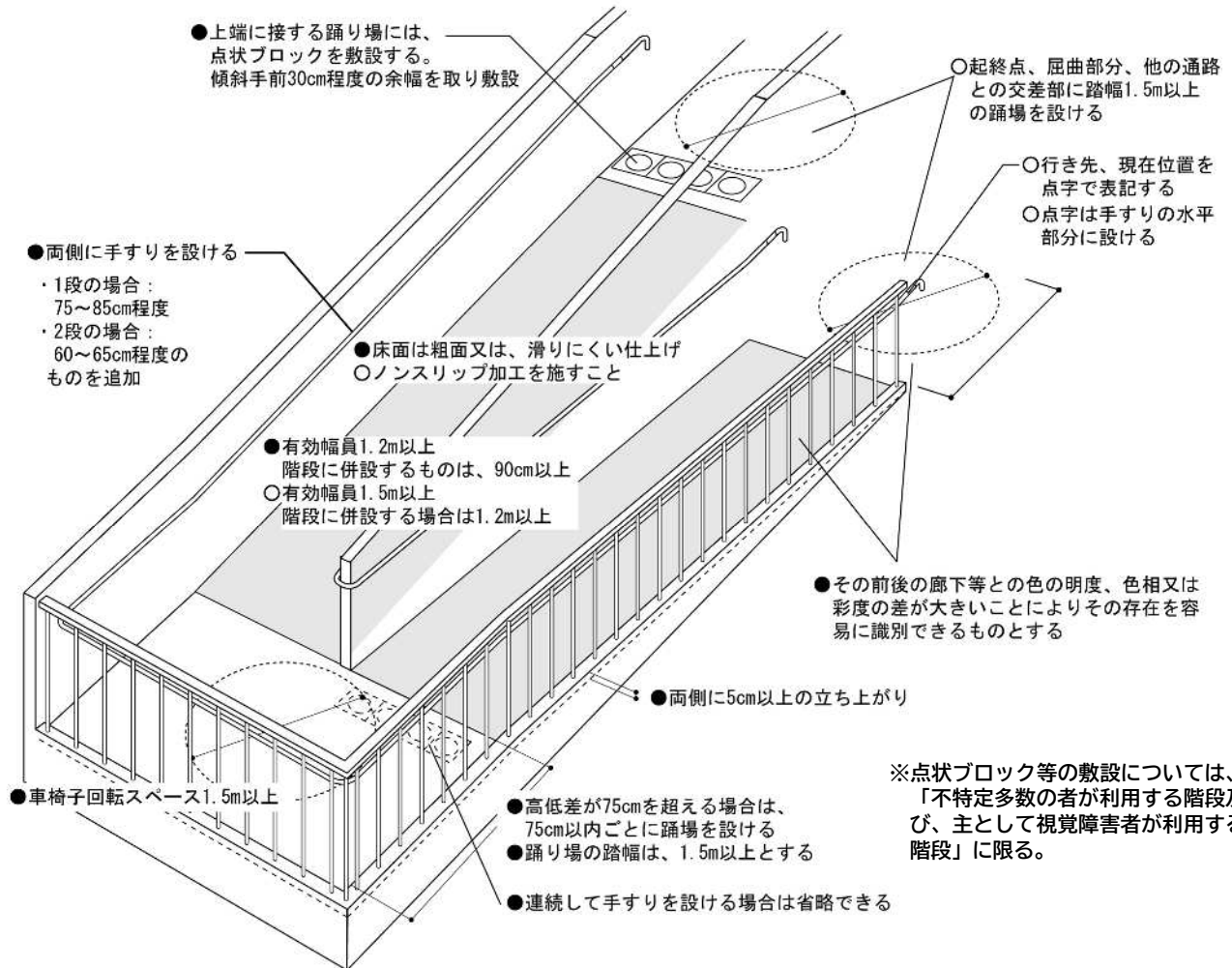


図 04-1 移動等円滑化経路を構成する傾斜路

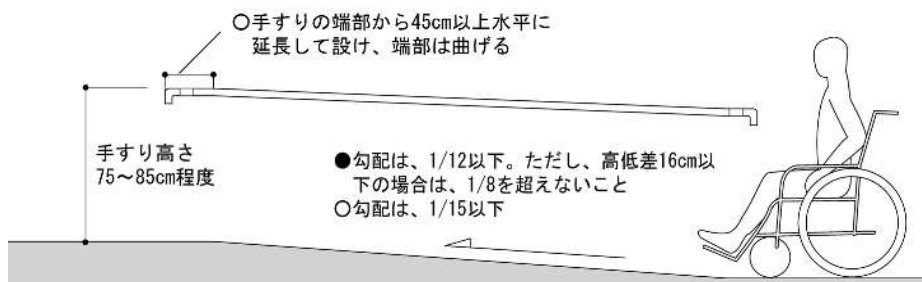


図 04-2 傾斜路の勾配

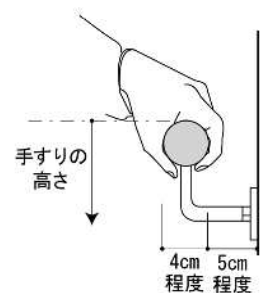


図 04-3 手すりの形状例

基本的な考え方

- ・車椅子使用者が円滑に利用できる便所として、「車椅子使用者用便房」を1以上整備する。
- ・オストメイト対応設備を設けた便房を1以上整備する。
- ・利用者の集中を避けるため、車椅子使用者用便房にオストメイト対応設備、乳幼児用設備等を設置して多機能化するのではなく、施設の用途や利用状況を考慮し、オストメイト対応設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房といった個別機能を備えた便房を、男女それぞれ又は男女が共用できる位置に分散して配置する。
- ・建築物の規模や用途を十分に考慮して、車椅子使用者用便房以外にも、障害者、高齢者及び小さな子供を連れた人が利用しやすい便房(準車椅子使用者用便房)を1以上整備することで利用しやすいものとする。
- ・不特定多数の者が利用する建築物にあつては、各階に車椅子使用者用便房を設ける。
- ・便房が男女別に配置されている場合は、それぞれ1以上整備する。
- ・小便器のうち1以上は床置き式等とする。
- ・同一の建築物では、便所の位置、男女別の配置、設備等を統一する。
- ・便所や便房の出入口には、設置された設備に応じて、利用に適した機能を有することを知らせる表示をわかりやすく行う。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する便所)		
(1)ア 車椅子使用者用便房	●車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造を有する便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)を1以上設けること。 ⇒★図 05-1~3、政令第14条第1項第1号、平成18年国土交通省告示1496号	
(ア) 腰掛便座等	●腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ⇒★図 05-1 ○座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便器に背もたれを設ける。 ⇒★図 05-1 ○温水洗浄便座を設ける。 ⇒★図 05-1 ○便器洗浄ボタンは、視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式若しくは靴べら式の洗浄ボタン等、触知しやすく誤作動しにくいものとする。 ○便器洗浄ボタン、緊急通報ボタンは、弱視者や色弱者の視認性を高める様配慮する。	・便座の高さは、40cm~45cm程度とする。 ・手すりを設ける場合は、便器の種類に対し適切に設置し、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないように注意する。 ・手すりは座位確保のため便器の両側面に設置し、水平部分の手すりの高さは、65cm~70cm程度とする。 ・便器洗浄ボタン、緊急通報ボタン、ペーパーホルダーの設置については、JIS S0026に基づき配置とする。
(イ) 車椅子使用者対応	●車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間(床面積の合計が500㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く。))及び公衆便所にあつては、車椅子が360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間)が確保されていること。 ⇒★図 05-2 ○不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で床面積が2,000㎡以上の建築物にあつては、座位変換型(電動)車椅子が360度回転できるよう、直径1.8m以上の円が内接できる空間)が確保されていること。 ⇒★図 05-3 ○鍵は車椅子使用者が近接しやすく、また施錠操作のしやすいものとし、緊急時には外部からも開錠できるものとする。	・便房の標準内法寸法は200cm×200cm以上を基本とし、ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めないものとする。 ・床面積の合計が500㎡未満の建築物の場合は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」における車椅子使用者用簡易型便房の仕様や、「彩の国人にやさしい建物づくり連絡協議会」における小規模施設における車椅子使用者用便房の仕様とすることができる。 ・使用中の表示ができる装置を設けるよう配慮する。
(ウ) 床面仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⇒★図 05-1	・濡れても滑りにくい仕上げとする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○階ごとに便所を設ける場合は、それぞれの階に車椅子使用者用便房を1以上設ける。 ○当該トイレは、利用しやすい場所に設ける。 ○異性による介助や性的マイノリティの利用に配慮し、最低一つは男女の性別によらず利用できるものとする。 ○車椅子使用者用便房を複数設ける場合は、左右からの便器への移乗に配慮し、便器等の配置が異なるよう設ける。 ○施設の用途、規模等を考慮し、大型ベッドを設ける。 ○必要に応じ更衣用の台を設ける。 ○車椅子使用者、子ども等及び立位での利用を考慮し、全身の映る鏡を設ける。 ○緊急通報装置をトイレ内に設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ベッドは介助により着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用されるものであり、ベンチ等で代用してもよい。
(1)イ オストメイト対応	<ul style="list-style-type: none"> ●便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 ⇒★図05-5~6、政令第14条第1項第2号 ○水洗装置は温水対応とする。⇒★図05-5~6 ○更衣用の台、手荷物棚、フックを設ける。⇒★図05-5~6 ○鏡は腹部を確認できるものとする。⇒★図05-5 	<ul style="list-style-type: none"> ・「水洗器具」とは、オストメイト(人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。)対応の設備をいう。 ・オストメイト対応設備とは、汚物流し、水栓、洗浄ボタン、ペーパーホルダー、液体石けん、鏡、手荷物棚等である。 ・汚物流し台と便器を兼用した簡易型オストメイト対応設備については、処理袋洗浄時の姿勢や腹部の洗浄が困難であることを考慮すると利用しやすいものとはいえないため、汚物流し台の設置スペースが取れない様な小規模建築物や既存便所の改修時以外は原則使用しないものとする。 ・オストメイト対応設備は必ずしも車椅子使用者用便房内に設けるということではなく、利用者のニーズによっては、便所内の別の便房に設けることでもよい。
(2)準車椅子使用者用便房	<ul style="list-style-type: none"> ●床面積の合計が2,000㎡以上の建築物(ホテル若しくは旅館又は共同住宅、寄宿舎若しくは下宿を除く。)に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、(1)の規定にかかわらず、車椅子使用者用便房を2以上又は車椅子使用者用便房及び次に掲げる構造の便房(以下「準車椅子使用者用便房」という。)をそれぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所にそれぞれ1以上)設けること。⇒★図05-11 	<ul style="list-style-type: none"> ・濡れても滑りにくい仕上げとする。
ア 腰掛便座等	<ul style="list-style-type: none"> ●腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ○座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便器に背もたれを設ける。 ○自動洗浄機能付き便座を設置する。 ○便器洗浄ボタンは、視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式若しくは靴べら式の洗浄ボタン等、触知しやすく誤作動しにくいものとする。 ○便器洗浄ボタン、緊急通報ボタンは、弱視者や色弱者の視認性を高める様配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・便座の高さは、40cm~45cm程度とする。 ・手すりは座位確保のため便器の両側面に設置し、水平部分の手すりの高さは、65cm~70cm程度とする。 ・便器洗浄ボタン、緊急通報ボタン、ペーパーホルダーの設置については、JIS S0026に基づく配置とする。
イ 車椅子使用者対応	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者が円滑に利用することができるよう空間が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用中の表示ができる装置を設けるよう配慮する。 ・最低限でも車椅子使用者による前方アプローチが可能となる、幅1.0m以上、奥行2.0m以上の大きさを確保する。

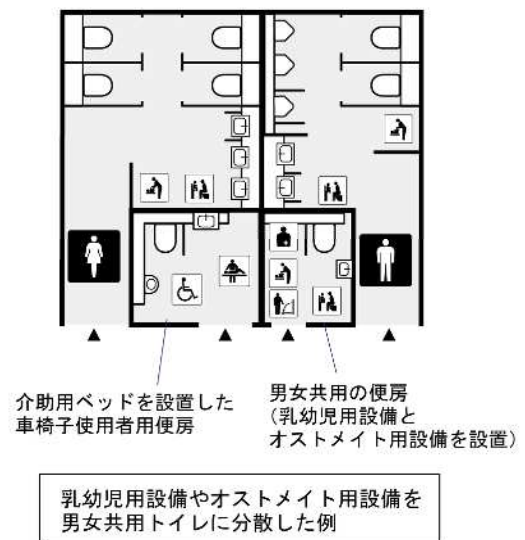
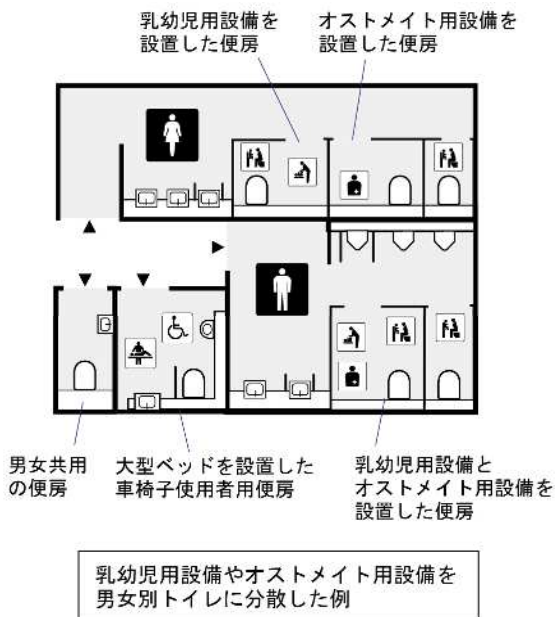
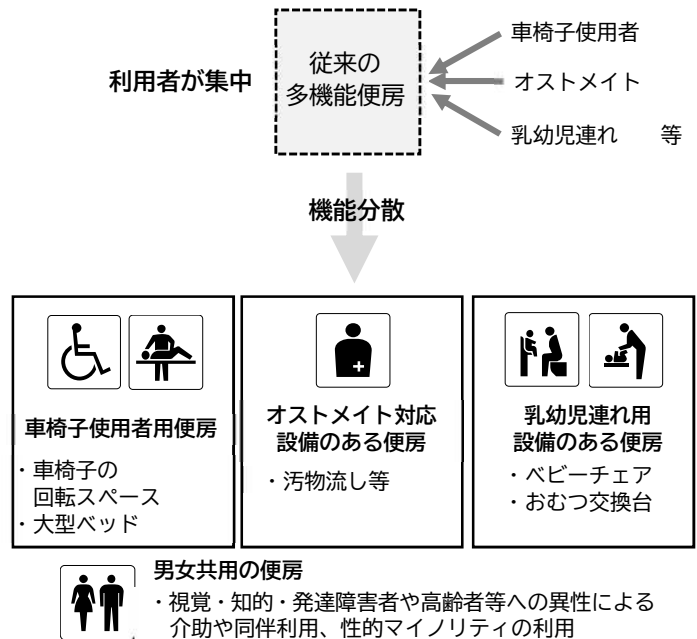
●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○同一の建築物では、男女別の配置、設備等が統一されていること。 ○準車椅子使用者用便房を複数設ける場合は、正面ないし左右からの便器への移乗に配慮し、便器等の配置が異なったものを設ける。 ○必要に応じ、手洗器、乳児用いす、乳児用ベッド、オストメイト対応設備を設ける。 ○非常用呼び出しボタンや聴覚障害者対応のフラッシュライト等の緊急通報装置をトイレ内に設ける。 ○手荷物用の棚及びフック等を設ける。 ○便房の近くには、介助者が待つためのベンチ等を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト対応設備、乳幼児用設備等、機能の組み合わせは、スペース、建物の用途、建物全体の便所の機能分散などを考慮し、車椅子使用者の利用にあたり支障のない様、バランスよく配置する。
(3)手洗器	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房又は準車椅子使用者用便房を設けた場合には、便所内に、次に掲げる構造の手洗器を設けること。⇒★図 05-10 ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。 イ もたれかかったときに耐えうる強固なもの又は両側に手すりを適切に配置すること。 ウ 手洗器具は、容易に操作することができるものとする。 ○手洗器は便房内部に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗器は必ずしも便房内部でなければならないことはないが、自己導尿による排泄時など、衛生上必要とされる場合もあるため、スペースに問題がない限り便房内部に設置することが望ましい。 ・手洗器は、車椅子での使用に配慮し、手洗器の下に床上 65cm 程度のスペースを確保する。 ・容易に操作できる手洗器具は、レバー式、光感知式等が考えられる。 ・手すりを設ける場合は、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。 ・車椅子回転スペースに手洗器が張り出さないように製品機種を選定に配慮する。
(4)～(5)男子用小便器	<ul style="list-style-type: none"> ●(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち 1 以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を 1 以上設けること。⇒★図 05-10、政令第 1 4 条第 2 項 ●(5) (4)により設けた小便器は、そのうち 1 以上に、両側に手すりが適切に配置されたものであること ○手すりは認知しやすい色とする。 ○小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ又はフックを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設けた小便器は、出入口から最も近い場所に設ける。 ・「床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器」とは、床置き式又は受け口の高さが 35cm 以下のものをいう。 ・小便器の手すりは、杖使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸を着けて不安定な身体を支えながら用を足せる構造が必要である。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
<p>(6)乳幼児用設備</p>	<p>●施行規則別表第1の1 建築物の表1の項(幼稚園に限る)、2の項から5の項まで、6の項(4を除く)、7の項、8の項(1)、10の項(福祉ホームその他これに類するもので主として障害者等(日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。)が利用するものに限る。)、11の項(児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものに限る。)、12の項、13の項及び15の項(1)に掲げる生活関連施設【幼稚園、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧上、集会場、公会堂、展示場、コンビニエンスストア、マーケット、百貨店、物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署、官公署、福祉ホーム、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等、体育館、水泳場、ボーリング場、博物館、美術館、図書館及び飲食店】で床面積の合計が500㎡以上のもの並びに同表21の項に掲げる生活関連施設【公衆便所】に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。⇒★図05-12</p> <p>ア 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。</p> <p>イ 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 当該便所の出入口に、ア及びイ(イただし書に該当する場合にあっては、ア)の設備を設けている旨を表示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるコンビニエンスストアは、直接地上へ通じる出入口がある階に売場を有するものに限りません。 ・対象となる福祉ホームは、福祉ホームその他これに類するもので主として障害者等(日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。)が利用するものに限ります。 ・対象となる官公署は不特定かつ多数の者が利用するものに限ります。 ・男女それぞれの便所には、乳幼児用椅子等乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設ける。 ・男女それぞれの便所には、乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設ける。ただし、授乳場所等に設けられる場合は便所になくてもよい。 ・乳幼児用椅子又は乳幼児用ベッドが車椅子使用者用便房あるいは準車椅子使用者用便房に設けられる場合は、車椅子使用者が必要とする空間を確保しつつ設置する。
<p>(7)500㎡未満の建築物</p>	<p>●(6)に掲げる生活関連施設(施行規則別表第1の1 建築物の表21の項に掲げる生活関連施設【公衆便所】を除く。)で床面積の合計が500㎡未満のものに、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、(6)アからウまでに掲げるものとするよう努めること。</p>	

機能分散について

- ・従来の多機能便房は、利用者が集中し、広いスペースが必要な車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっている場合がある。
- ・また、近年では、視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助や同伴、性的マイノリティの利用など、男女共用の便房の設置に対するニーズも高まっている。
- ・このような実態から、多様な利用者の円滑な利用を促進するため、従来の多機能便房内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要。

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3[2021]年3月（国土交通省）より作成



資料：多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック（東京都）より作成

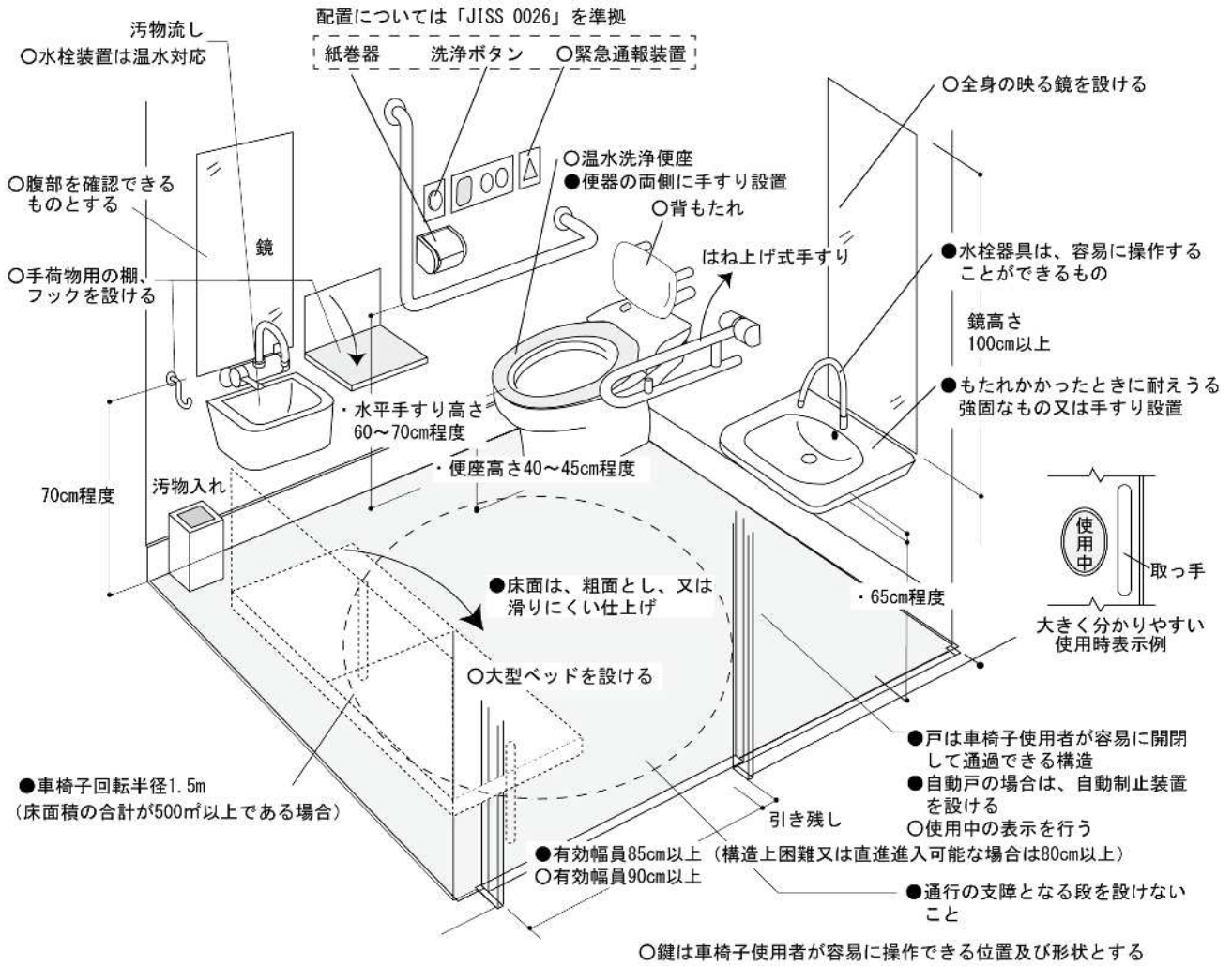


図 05-1 車椅子使用者用便房の例(1)

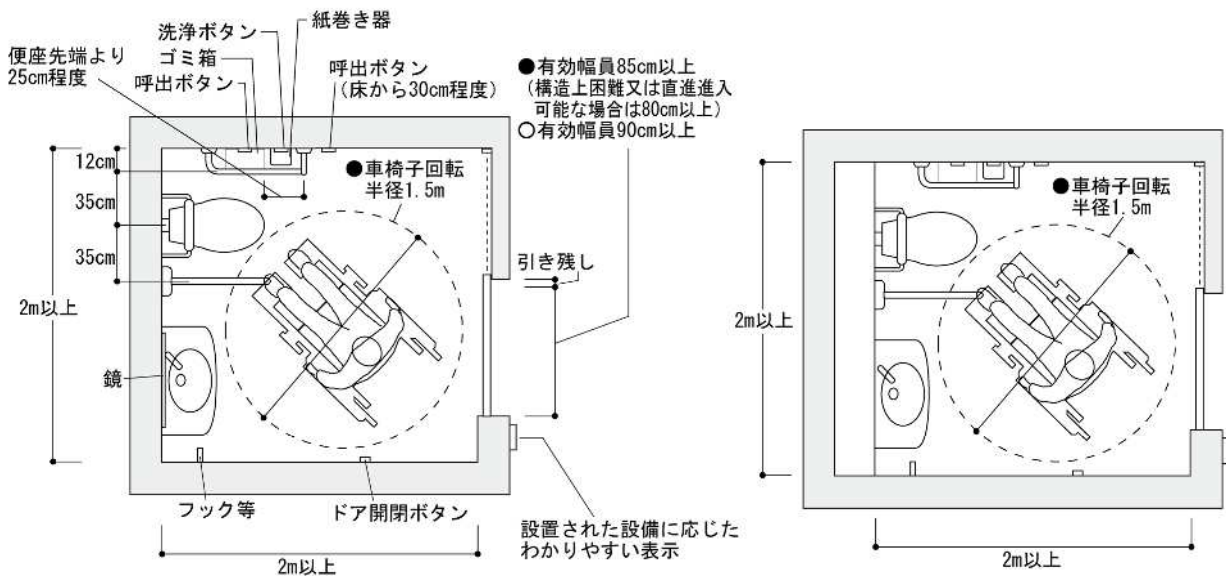


図 05-2 車椅子使用者用便房の例(2)

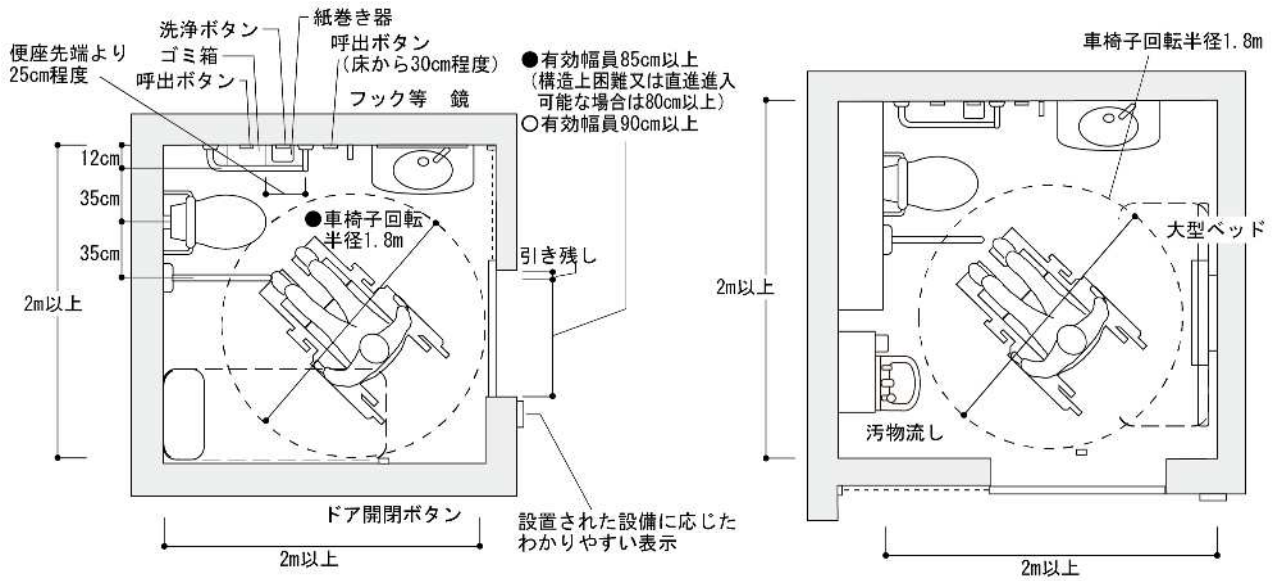


図 05-3 床面積 200 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の建築する場合に設ける車椅子利用者用便房の例

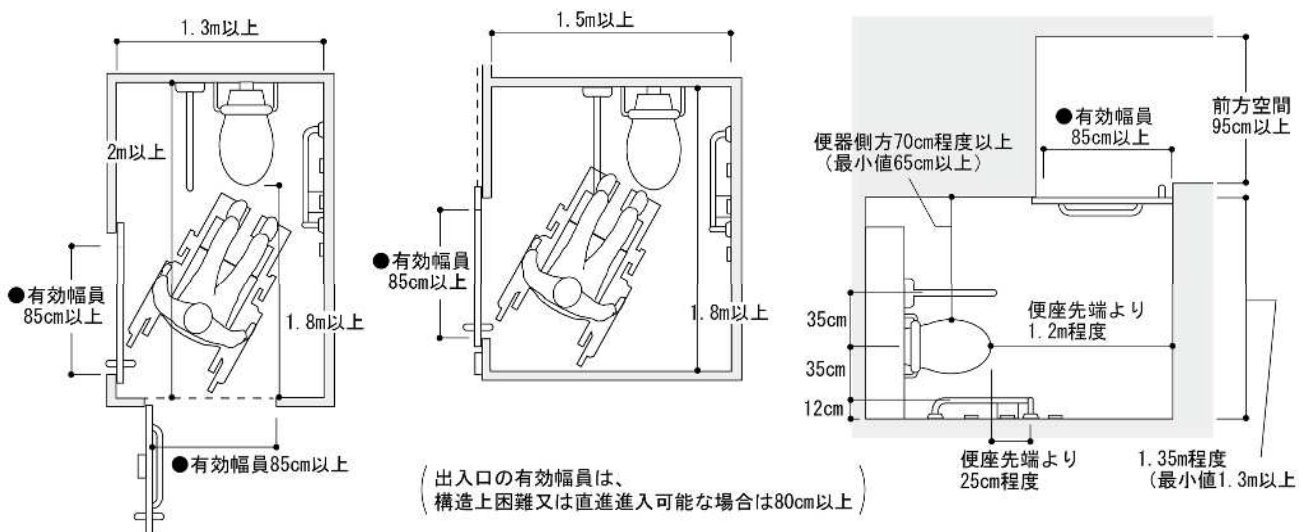
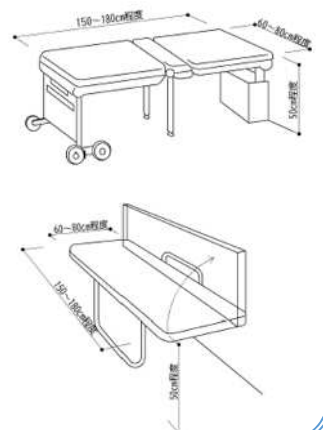


図 05-4 床面積 500 m²未満の施設における車椅子利用者用便房の例

大型ベッド

- ・大型ベッドは、着替えやおむつ交換、自己導尿等による排泄などのために使用されます。
- ・乳幼児用のおむつ替え台が使えない年齢の子供から大人まで幅広く使うことができます。
- ・大型ベッドの設置にあたっては、下記について配慮が必要です。
 - ▶車椅子からの移乗や介助者の動作を考慮し十分なスペースを確保する。
 - ▶大型ベッドからの転落を防げるよう安全性の確保に十分配慮した位置に設置する。
 - ▶折り畳み式大型ベッドは、車椅子に座ったままでもたためる構造、位置とする。
 - ▶戸の開閉や施錠の操作ができるよう、戸の付近には大型ベッドを設けない。
 - ▶緊急時に大型ベッドを使用している状態でも人の出入りができるように、大型ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。
 - ▶大型ベッドの寸法は、施設用途や利用者のニーズを踏まえて決定する。



資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3[2021]年3月
多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック

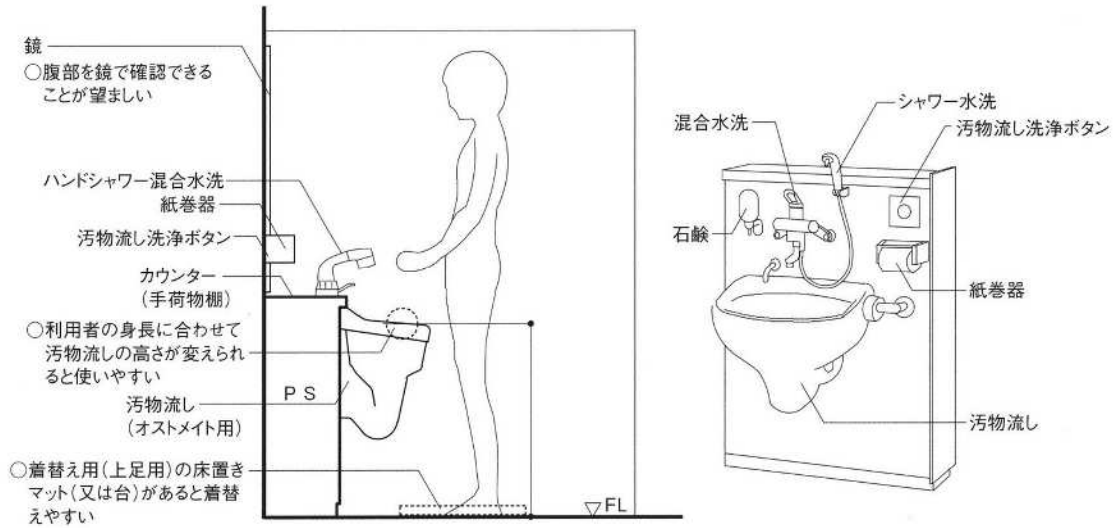


図 05-5 オストメイト対応設備の例

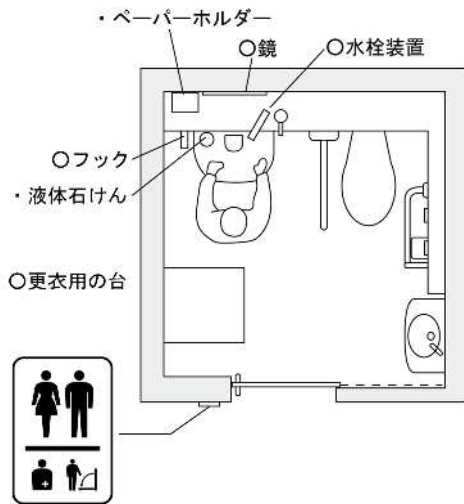


図 05-6 オストメイト対応設備を有する便房

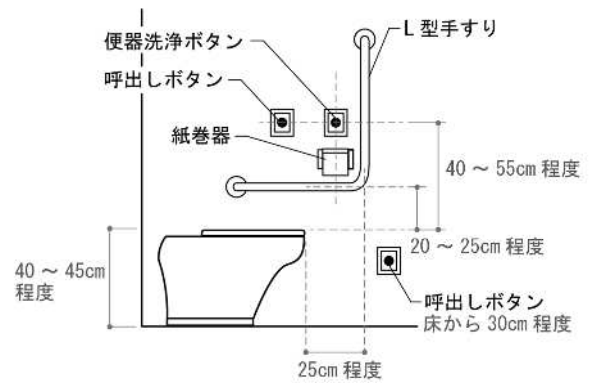


図 05-7 操作ボタンの配置 (JIS S0026)



図 05-8 便房設備の表示例 (JIS Z8210)



図 05-9 便所内のフラッシュライト

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3〔2021〕年3月（国土交通省）

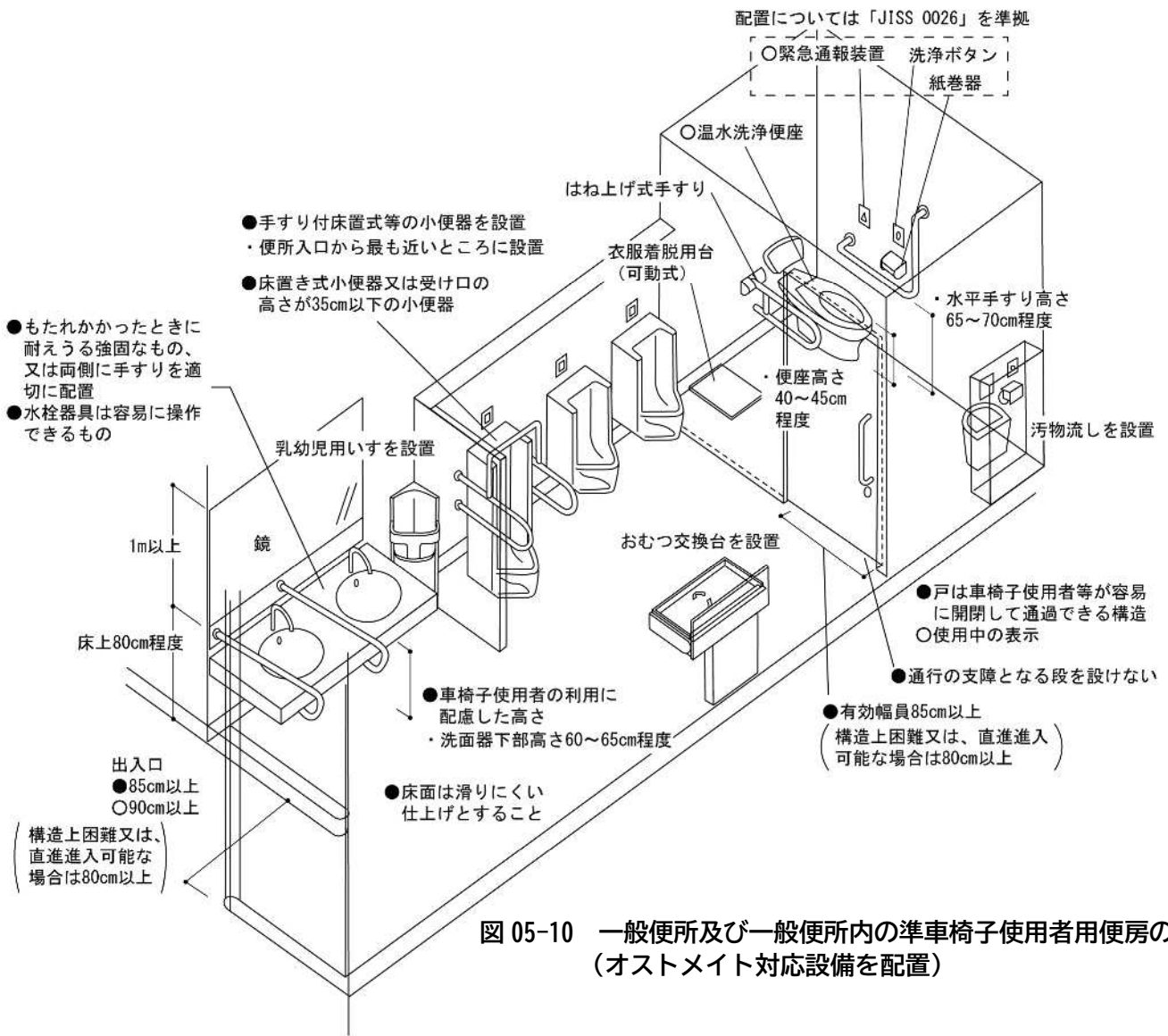


図 05-10 一般便所及び一般便所内の準車椅子利用者用便房の例 (オストメイト対応設備を配置)

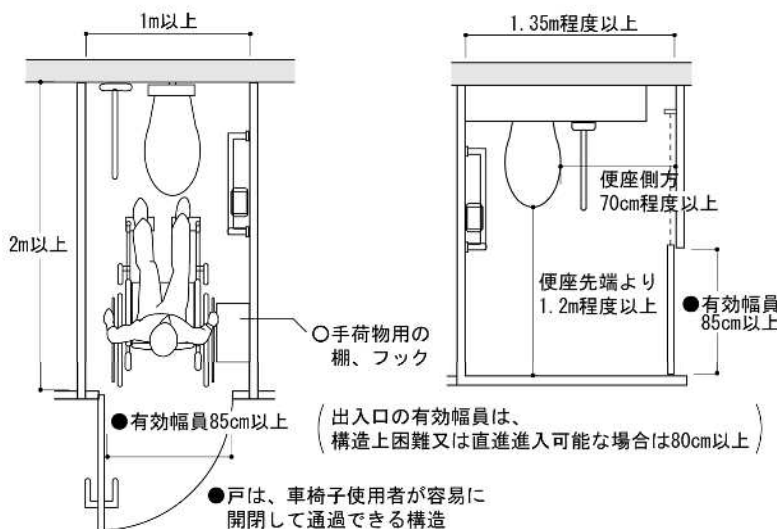


図 05-11 準車椅子利用者用便房の例



図 05-12 乳幼児用設備を有する便房

基本的な考え方

- ・浴室又はシャワー室等を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のものを1以上整備する。男女別に設けられている場合は、それぞれ1以上整備する。
- ・浴室等は転倒などによる事故が多い場所であるため、出入口の手すりの設置、滑りにくい床材の使用、不用意な突起物を設けないことなどについて十分考慮する。
- ・温泉などの浴室中心の不特定多数の施設では、露天風呂への利用にも十分考慮する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する浴室等)		
(1)各設備	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 ⇒★図 06-1 ○車椅子使用者が浴槽に移動しやすいよう移乗用腰掛台、バスリフト等を設けるなど配慮をする。 ⇒★図 06-3~4 ○車椅子使用者の利用に適する高さ及び位置に収納棚を設ける。 ⇒★図 06-4 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりは、洗場周辺、浴槽周辺、脱衣・洗面所等、必要に応じて、水平及び垂直に取り付ける。 ・浴槽の深さは50cm程度、浴槽の高さは、40cm~45cm程度とする。
(2)車椅子使用者対応	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。 ⇒★図 06-1 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場等の床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。
(3)水栓器具	<ul style="list-style-type: none"> ●水栓器具は、容易に操作することができるものとする。 ⇒★図 06-1 ○水栓器具の冷温水の区分等は、点字やその他の表示により区別できるようにする。 ⇒★図 06-1 	<ul style="list-style-type: none"> ・水栓金具はレバー式等操作のしやすいものとする。 ・湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット(自動温度調節器)の付いた水栓とする。 ・シャワーヘッドは、昇降可能なものか、上下2カ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設ける。
(4)更衣ブース、シャワーブース等	<ul style="list-style-type: none"> ●更衣ブース、シャワーブース等を設ける場合には、それぞれそのうち1以上の出入口の幅を85cm以上(構造上出入口の幅を85cm以上とすることが困難である場合、又は車椅子使用者が当該更衣ブース、シャワーブース等に直進のまま出入りすることができる場合にあっては、80cm以上)とすること。 ⇒★図 06-4 ○出入口幅員は、90cm以上。 ○必要に応じて、手すりを設ける。 ○更衣、シャワーブースへの通路は、有効幅員1.2m以上とする。 ⇒★図 06-4 	<ul style="list-style-type: none"> ・「更衣ブース、シャワーブース等」とは、更衣又はシャワーの使用のために仕切り、カーテン等で仕切られた空間をいう。 ・足拭きマットは、毛足の長いものは避ける。

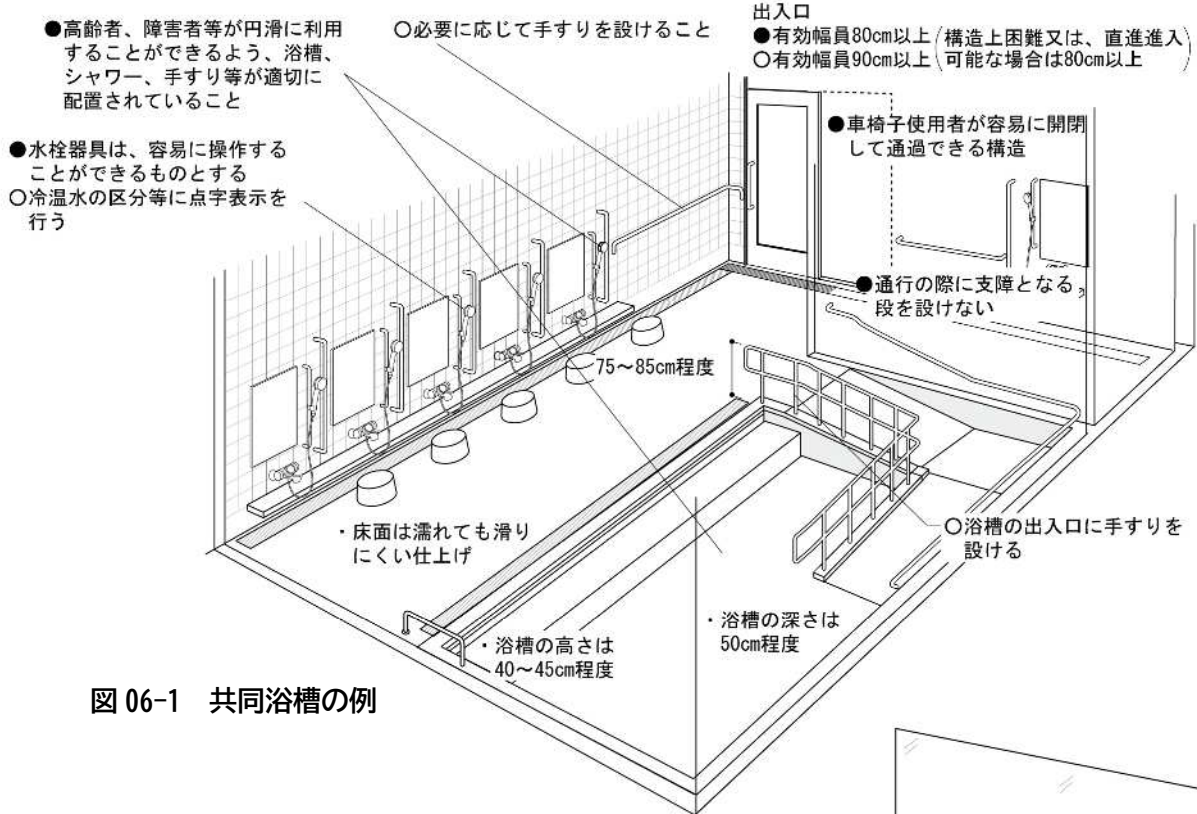


図 06-1 共同浴槽の例

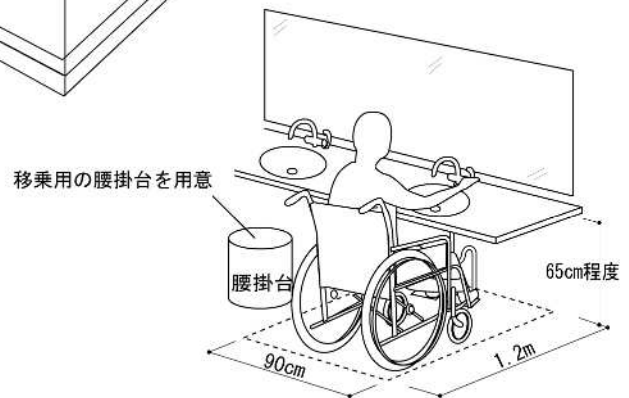
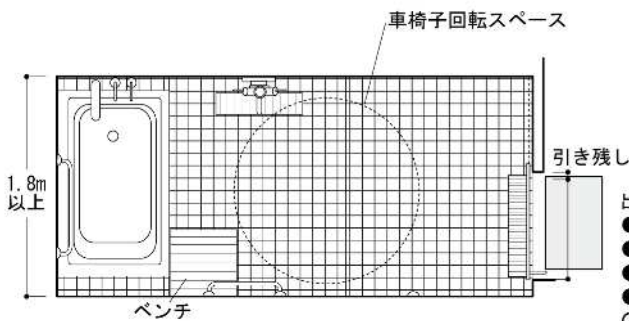


図 06-2 洗面台（脱衣室）付近



- 出入口
- 有効幅員80cm以上
 - 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造
 - 自動戸の場合は自動静止装置を設ける
 - 通行の際支障となる段を設けない
 - 有効幅員90cm以上
 - ・足拭きマットは、毛足の長いものは避ける

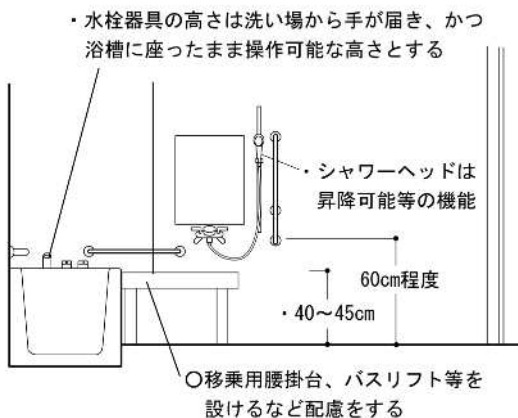


図 06-3 車椅子使用者に対応した個室浴室の例

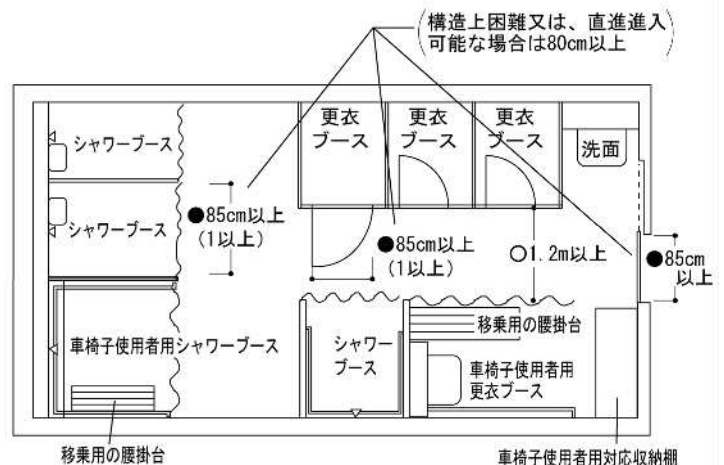


図 06-4 シャワー室の例

基本的な考え方

- ・利用者の休憩若しくは宿泊に供する客室等を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客室を1以上整備する。
- ・高齢者、障害者等が利用する客室は、移動の困難性を考慮して、避難上有効な施設・設備に近接して設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用する居室は、デザイン面でも障害のない利用者にも利用可能な魅力あるデザインとする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1)車椅子使用者用客室設置数	●ホテル又は旅館には、客室の総数が200未満の場合にあっては当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、200以上の場合にあっては当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)を設けること。	[車椅子使用者用客室設置数] 1～50室 1室以上 51～100室 2室以上 101～150室 3室以上 151～199室 4室以上 200室以上 総数1%+2室以上 ・客室数計算において小数が生じた場合は、整数に切り上げて得た客室数以上を整備するものとする。 ・車椅子使用者客室は、車椅子使用者以外の利用者も利用しやすいものとする。
(2)車椅子使用者用客室の構造	●車椅子使用者用客室は、次に掲げるものであること。	
ア 便所	●便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (エ) 出入口の幅は、85cm以上(構造上出入口の幅を85cm以上とすることが困難である場合、又は車椅子使用者が当該便所に直進のまま出入りすることができる場合にあっては、80cm以上)とし、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。⇒★図07-1 ○温水洗浄便座を設ける。 ○緊急通報装置を設ける。 ○浴室との組み合わせにより、車椅子の転回ができる広さを確保する。⇒★図07-3 ○出入口の幅は、90cm以上とする。⇒★図07-1、図07-3	
イ 浴室等	●浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。 (ア) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよ	・「浴室等」とは浴室又はシャワー室をいう。 ・手すりは、洗場周囲及び浴槽周囲など、必要に応じて、水平及び垂直に取り付ける。 ・浴槽の深さは50cm程度、浴槽の高さは、40cm～45cm程度とする。 ・洗い場等の床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。

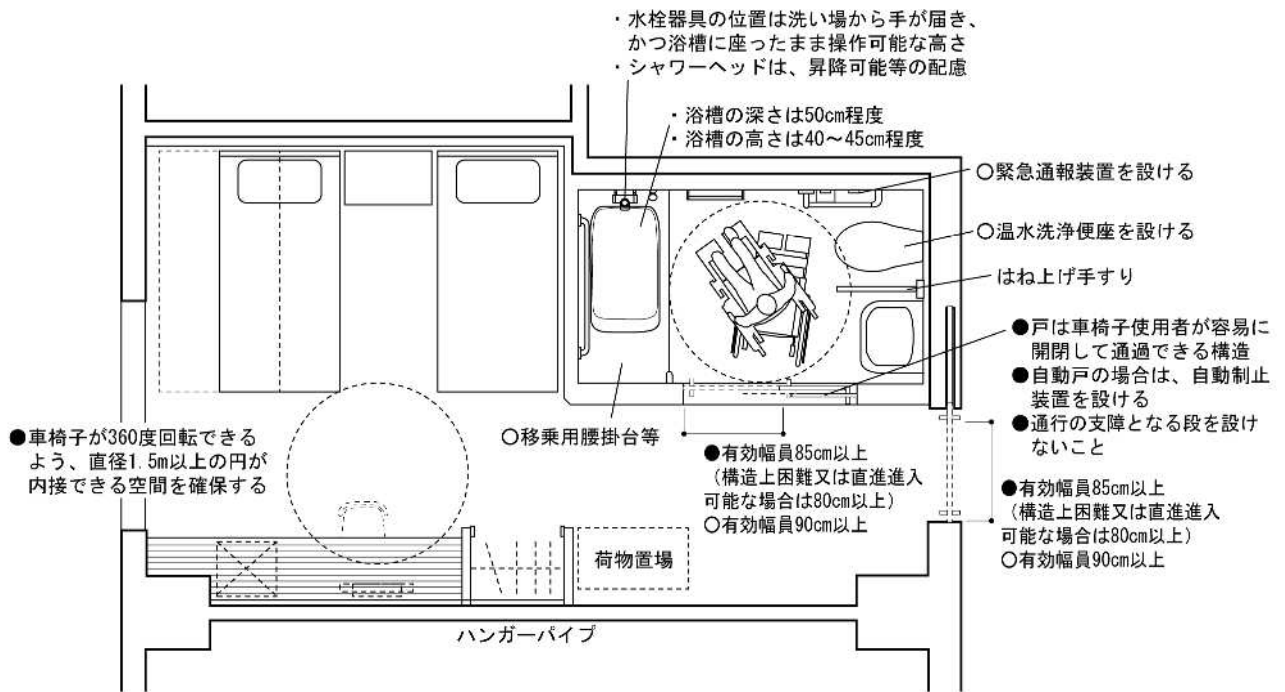


図 07-3 バスルームの例

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3 [2021] 年3月（国土交通省）より作成

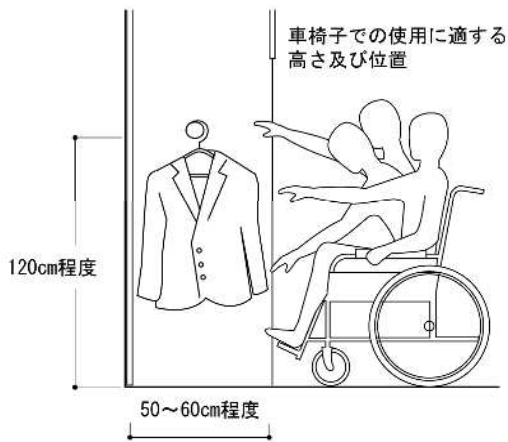


図 07-4 収納棚の高さ



図 07-5 客室のフラッシュライト

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3 [2021] 年3月（国土交通省）

基本的な考え方

- ・利用者の利用に供する客席及び舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客席を一定数以上整備するとともに、舞台、楽屋への移動経路を確保する。
- ・客席の計画に当たっては、高齢者や障害者等が友人や家族とともに利用でき、かつ座席の選択が可能な限り広がるよう考慮する。
- ・聴覚障害者のための集団補聴装置、字幕、要約筆記者のスペース等について配慮する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説												
<p>(1)車椅子使用者用客席数</p>	<p>●観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸場の客席の総数が200以下の場合にあつては当該客席の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客席の総数が200を超え2,000以下の場合にあつては当該客席の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、客席の総数が2,000を超える場合にあつては当該客席の総数に10,000分の75を乗じて得た数に7を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用できる客席で次に掲げる基準に適合するもの(以下「車椅子使用者用客席」という。)を設けること。</p>	<p>[設置数]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 ~ 50 席</td> <td>1 席以上</td> </tr> <tr> <td>51 ~ 100 席</td> <td>2 席以上</td> </tr> <tr> <td>101 ~ 150 席</td> <td>3 席以上</td> </tr> <tr> <td>151 ~ 200 席</td> <td>4 席以上</td> </tr> <tr> <td>201 ~ 2000 席</td> <td>総数 1%+2 席以上</td> </tr> <tr> <td>2000 席を超える場合</td> <td>総数 0.75%+7 席以上</td> </tr> </table> <p>・「総客席数」「車椅子使用者用客席数」には、固定式客席数のほか可動式客席数を含む。</p> <p>・客席数計算において少数小数が生じた場合は、整数に切り上げて得た客席数以上を整備するものとする。</p>	1 ~ 50 席	1 席以上	51 ~ 100 席	2 席以上	101 ~ 150 席	3 席以上	151 ~ 200 席	4 席以上	201 ~ 2000 席	総数 1%+2 席以上	2000 席を超える場合	総数 0.75%+7 席以上
1 ~ 50 席	1 席以上													
51 ~ 100 席	2 席以上													
101 ~ 150 席	3 席以上													
151 ~ 200 席	4 席以上													
201 ~ 2000 席	総数 1%+2 席以上													
2000 席を超える場合	総数 0.75%+7 席以上													
<p>(2)車椅子使用者用客席の構造</p>	<p>●車椅子使用者用客席は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは1.2メートル以上とすること。⇒★図08-2</p> <p>イ 床は、平らとすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。⇒★図08-4</p> <p>エ 同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用客席に隣接して設けること。⇒★図08-2</p> <p>オ 客席の総数が200を超える場合には、第1項の規定による車椅子使用者用客席を2箇所以上に分散して設けなければならない。</p> <p>カ 移動等円滑化経路(13の項に規定する移動等円滑化経路をいう。)を構成する出入口から(1)に定める客席までの経路の幅は、1.2メートル以上とすること。⇒★図08-1~2</p> <p>キ カに掲げる経路に高低差がある場合においては、4の項(1)、(2)及び(5)並びに13の項(2)エに定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>4の項</p> <p>(1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを両側に設けること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 両側に、側壁又は5cm以上の立ち上がり部を設けること。</p> <p>13の項(2)エ</p> <p>(ア) 幅は、階段に代わるものにあつては1.2m以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さが75cm以内ごとに踊場を設けること。</p>	<p>・車椅子使用者用客席は、一般席を取り外して用意する方法もある。</p> <p>・親子ブース等を設ける場合は、障害者や介助者も利用できる構造となるよう配慮する。</p> <p>・前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン(可視線)を確保する。</p>												

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
	<p>(工) 踊場(ウ)の規定により設けるもの及びそれ以外のものをいう。)の踏幅は、1.5m以上とすること。</p> <p>○車椅子使用者用客席前後には、車椅子が容易に出入り及び転回可能なスペースを設ける。⇒★図08-2</p> <p>○客席通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいよう跳ね上げ式とする。⇒★図08-2</p> <p>○乳幼児を連れた利用者や、知的・発達障害者等を同伴する利用者が、観覧等するために利用できる区画(親子ブースやセンサールーム)等を設ける。⇒★図08-3</p> <p>○高齢者、障害者等が容易に舞台上上がることができるような経路を確保する。⇒★図08-1</p>	
(2)難聴者対応	<p>●観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸場の客席の総数が200未満の場合にあつては当該客席の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客席の総数が200以上1,000未満の場合にあつては当該客席の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、客席の総数が1,000以上の場合にあつては当該客席の総数に500分の1を乗じて得た数に10を加えた数以上の難聴者の聴力を補うための装置のある客席を設けるよう努めること。⇒★図08-1</p> <p>○舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記用作業スペースを確保する。</p> <p>○手話通訳位置を想定してスポットライトを設ける。</p>	<p>・「難聴者の聴力を補うための装置」は、磁気ループやFM補聴装置、赤外線補聴装置、字幕・文字情報等を表示する装置等が考えられる。</p>

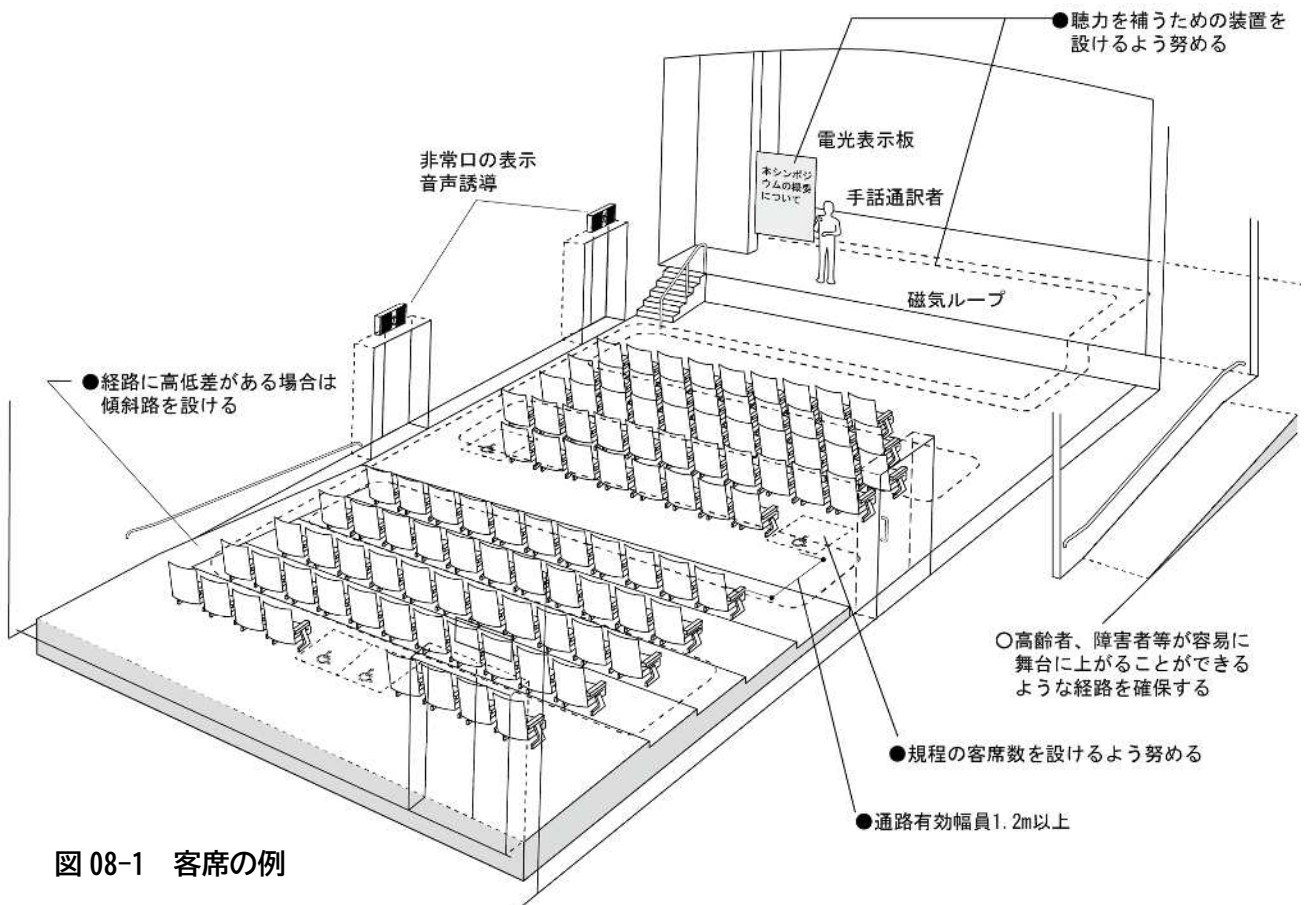


図08-1 客席の例

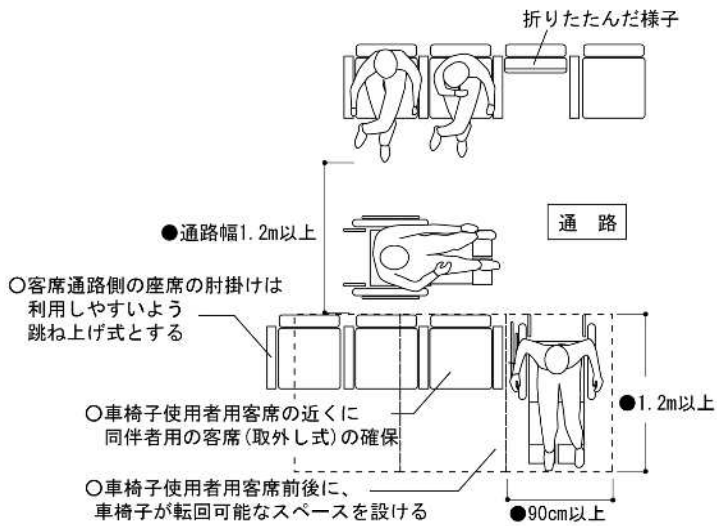


図 08-2 車椅子使用者と付添者の客席例

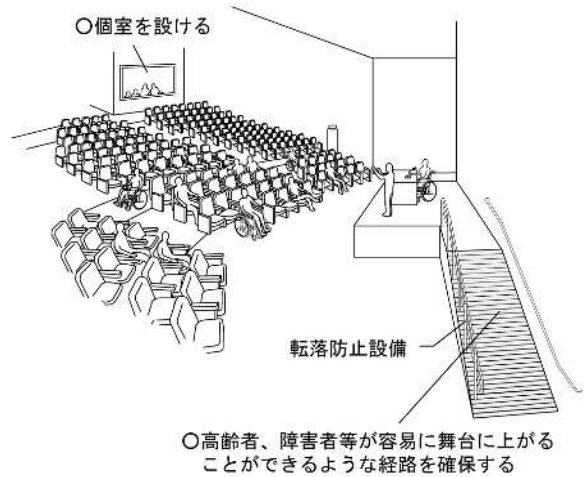


図 08-3 舞台への経路

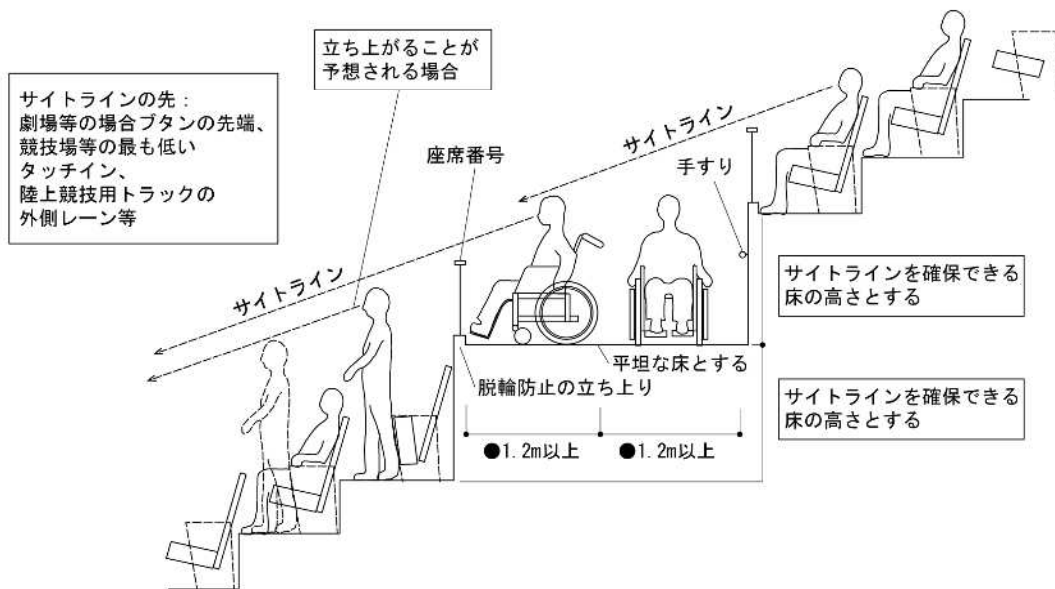


図 08-4 サイトラインの確保

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3〔2021〕年3月（国土交通省）より作成

1.建築物

09 カウンター等

基本的な考え方

- ・カウンター及び記載台若しくは公衆電話台を設ける場合には、高齢者、障害者、幼児等が、円滑に利用できる構造とする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター等 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用するカウンター等)		
(1)カウンター の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター、記載台又は公衆電話台(以下「カウンター等」という。)を設ける場合は、それぞれ1以上のカウンター等を車椅子使用者の円滑な利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。 ⇒★図 09-1 ○立位で使用するカウンターは、身体の支えになるよう、床及び壁に固定し、必要に応じ手すりを設ける。 ○銀行、病院等の呼出しを行うカウンターには、音声によるほか、聴覚障害者用に電光表示板を設置する。⇒★図 09-1 ○必要に応じて、乳幼児用椅子をカウンター付近に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターとは、物品の受け渡し、筆記、対話等を行うために設けるものをいう。 ・車椅子使用者用カウンターの高さは、上端で70cm～75cm程度とする。下部には、高さ65cm程度、奥行き45cm程度の空間を設ける。
(2)券売機	<ul style="list-style-type: none"> ●券売機、公衆電話機、自動販売機、水飲み器その他不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する機器を設ける場合には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した機器とするよう努めること。 ⇒★図 09-2、09-3 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話機のボタン等の中心の高さが、90cm～1m程度とする。

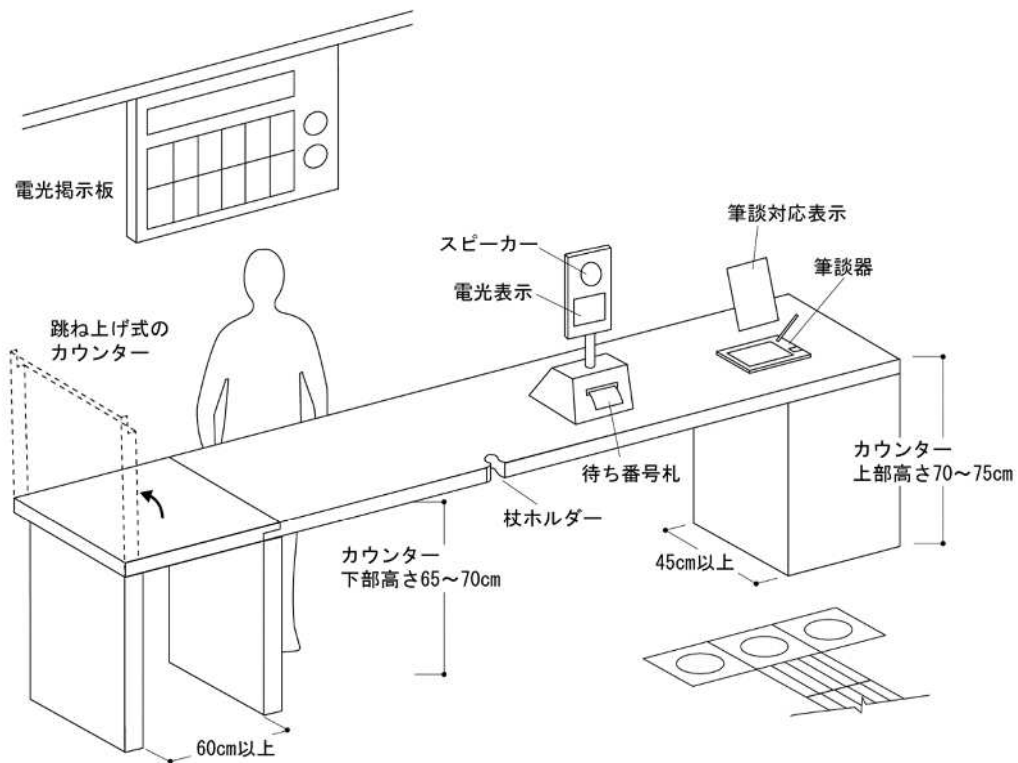


図 09-1 カウンターの例

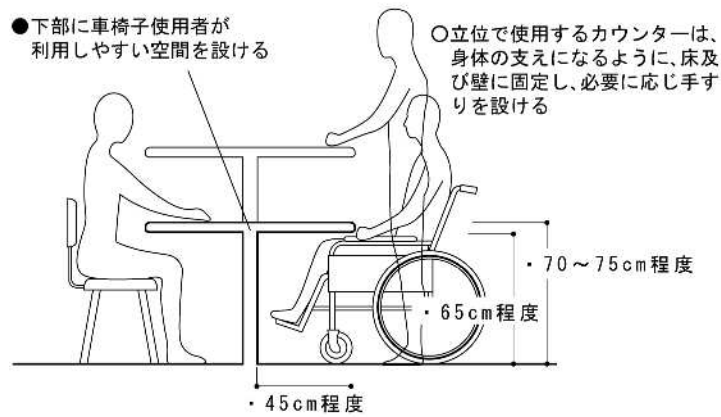


図 09-1 カウンターの例

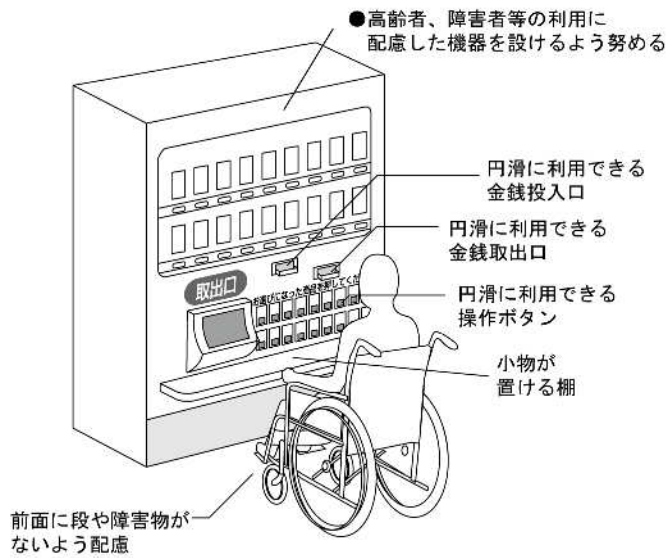


図 09-2 車椅子使用者対応の自動販売機の例

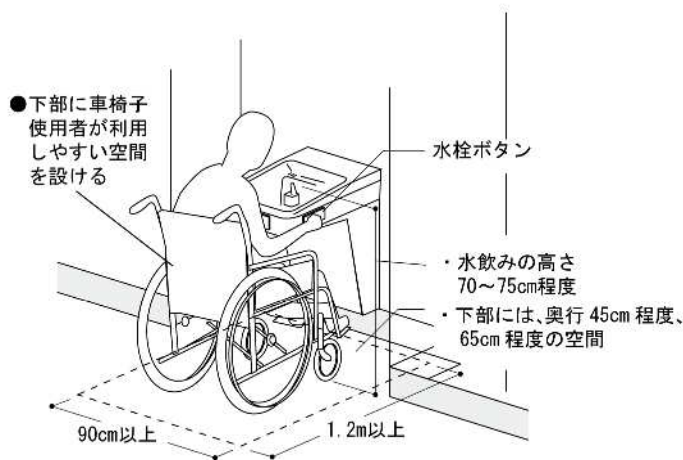


図 09-3 水飲み器の設置例

基本的な考え方

- ・高齢者、障害者をはじめすべての人が円滑に利用できる休憩場所を1以上整備する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩設備 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する休憩設備)		
(1)設置数	●床面積の合計が2,000㎡以上の建築物(公衆便所及び自動車の駐車場の用に供する施設を除く。)に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等を設ける場合は、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備(以下「休憩設備」という。)を適切な位置に設けること。 ⇒★図10-1	<ul style="list-style-type: none"> ・長い廊下や広い空間に接する場所に休憩設備を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な者にとって、歩行の負担を軽減することが出来る。 ・ベンチ等を設ける場合は、利用者の円滑な通行を妨げないようにする。また、視覚障害者等の通行の支障とならないような措置を講ずる。
(2)案内表示	●休憩設備又はその付近に、必要に応じ、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。 ⇒★図10-1	

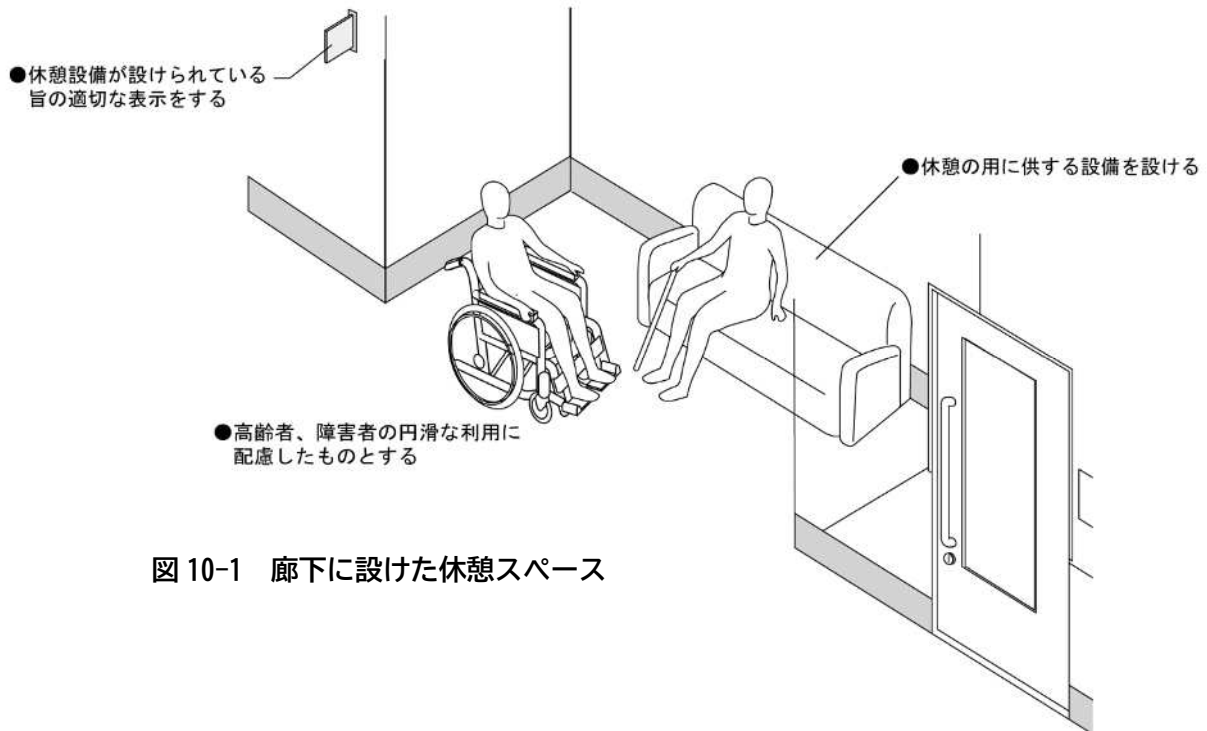


図10-1 廊下に設けた休憩スペース

1.建築物

11 敷地内の通路

基本的な考え方

- ・通路又は駐車場から主要な出入口に至る敷地内通路は、だれもが目的の施設を安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- ・敷地内通路は、非常時における避難移動にも十分に対応できるように安全な通路として整備する。
- ・敷地内通路は、原則として歩車道分離とする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する敷地内の通路)		
(1) 路面仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⇒★図 11-1、政令第 16 条第 1 項	
(2) 段	●段がある部分は、次に掲げるものであること。 ア 手すりを両側に設けること。 ⇒政令第 16 条第 2 号イ (片側) イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ⇒政令第 16 条第 2 号ロ ウ 段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込みを 2cm 以下とすること。 ⇒政令第 16 条第 2 号ハ (段鼻の突き出しその他の蹟きの原因となるものを設けない) ○手すりの上下端部には、現在位置等を点字等で表示する。 ○手すりは、傾斜路の端部から 45cm 以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。	・手すりを取り付ける場合の高さは、1 本の場合は、75cm~85cm 程度とし、2 本の場合は、60cm~65cm 程度の高さの手すりを加える。 ・点字等の表示は水平部分に設ける。
(3) 傾斜路	●傾斜路は、次に掲げるものであること。 ア 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを両側に設けること。 ⇒★図 11-2、政令第 16 条第 3 号イ (片側手すり) イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 ⇒政令第 16 条第 3 号ロ ウ 両側に、側壁又は 5cm 以上の立ち上がり部を設けること。 ⇒★図 11-2	
(4) 突出物等	●突出物その他通行の支障となるものを設けないこと。ただし、通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。 ⇒★図 11-1	・車止めを設ける場合は、視覚障害者や車椅子使用者の安全で円滑な通行を妨げることから、利用者等との協議を行うことが望ましい。
(5) 排水溝	●排水溝を設ける場合は、溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。 ⇒★図 11-3	・細目ノンスリップタイプの溝蓋とする。
その他	○夜間の視認性が高まるよう反射材等を付ける。 ○夜間における弱視者の歩行に配慮し、適切な照明計画やわかりやすい動線計画等により、敷地内の通路を整備する。	
移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路		
(ア) 幅	●幅は、1.4m 以上とすること。 ⇒★図 11-1、政令第 18 条第 2 項 第 7 号イ (※1.2m以上) ○幅は、1.8m 以上とする。	・幅 1.4m は車椅子と人のすれ違いができ、幅 1.8m は車椅子使用者同士がすれ違える寸法である。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(イ) 車椅子使用者対応	●区間 50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ⇒政令第 18 条第 2 項第 7 号ロ	・
(ウ) 戸の構造	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ⇒★図 11-1、政令第 18 条第 2 項第 7 号ハ	・
(エ) 傾斜路	<p>●傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては 1.2m 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。 ⇒★図 11-2</p> <p>(イ) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものについては、8 分の 1 を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが 75cm を超えるもの(勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。)にあつては、高さ 75cm 以内ごとに踊場を設けること。 ⇒★図 11-2</p> <p>(エ) 踊場((ウ)の規定により設けるもの及びそれ以外のものをいう。)は、踏幅 1.5m 以上とすること。</p> <p>⇒★図 11-2、政令第 18 条第 2 項第 7 号二</p> <p>○幅は、段に代わるものにあつては、1.5m 以上、段に併設するものにあつては 1.2m 以上とする。</p> <p>○勾配は、15 分の 1 を超えないこと。 ⇒★図 11-2</p>	<p>・踏幅が 1.5m 以上あれば、車椅子使用者が転回可能である。</p> <p>・傾斜路の起終点、屈曲部、通路との交差部分に設ける踊場にあつても、踏幅 1.5m 以上とする。</p>

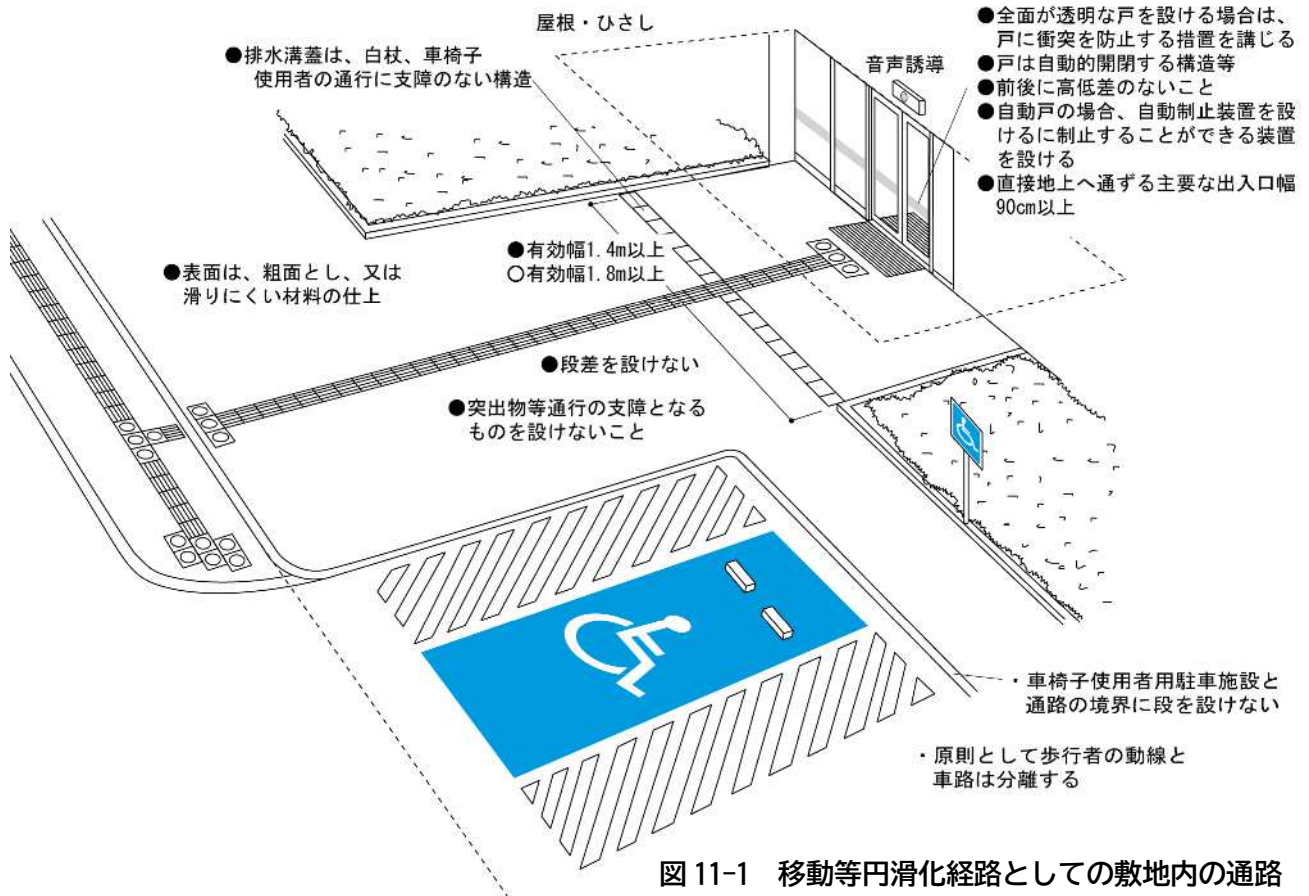


図 11-1 移動等円滑化経路としての敷地内の通路

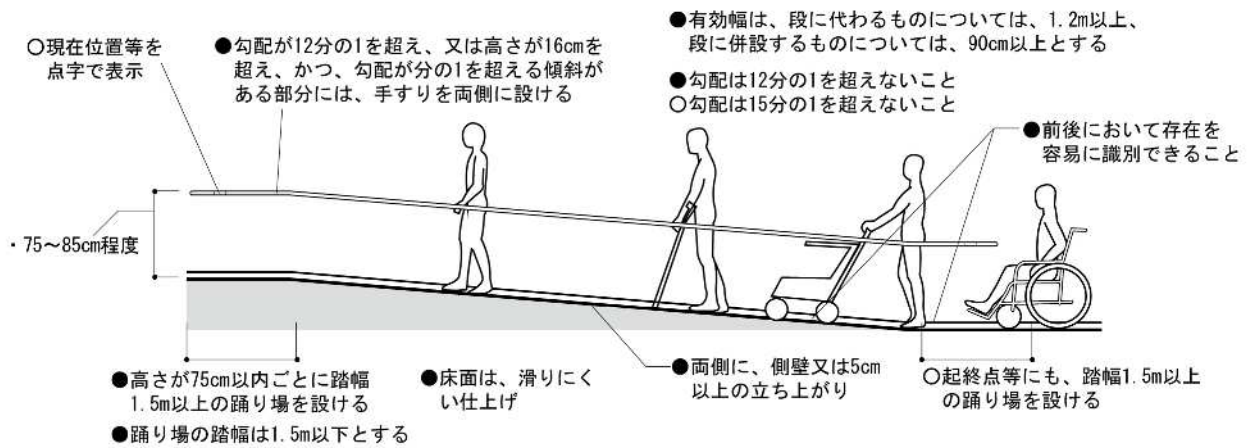


図 11-2 傾斜路の縦断勾配

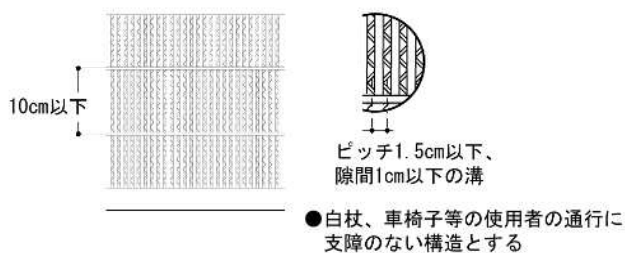


図 11-3 細目タイプの排水溝の溝蓋
(ノンスリップタイプ)

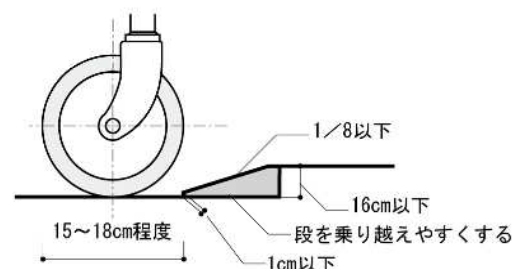


図 11-4 残存段差処理

基本的な考え方

- ・車椅子利用者用駐車施設は、主要な出入口に最も近い場所に設け、施設の用途、規模によっては、多くの車椅子利用者等が同時に複数の区画を利用することを想定して可能な限り多くの区画数を確保する。
- ・車椅子利用者以外の障害者等については、広い幅員を必ずしも必要としないものの移動に配慮が必要な方もいることから、ほかに優先的に利用できる場所を設けることが望ましい。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説												
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する駐車場)</p>														
<p>(1)設置数</p>	<p>●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場(共同住宅、寄宿舎にあっては、床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に設けられるものに限る。以下この項において同じ。)を設ける場合には、当該駐車場(駐車場が2以上あるときは、合わせて1の駐車場とみなす。)における自動車の全駐車台数が200未満の場合にあっては当該全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200以上1,000未満の場合にあっては当該全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、全駐車台数が1,000以上の場合にあっては当該全駐車台数に500分の1を乗じて得た数に10を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる車椅子利用者用駐車施設を設けること。 ⇒政令第17条第1項(敷地内に1台以上)</p>	<p>[設置数]</p> <table border="1"> <tr><td>1～50台</td><td>1台以上</td></tr> <tr><td>51～100台</td><td>2台以上</td></tr> <tr><td>101～150台</td><td>3台以上</td></tr> <tr><td>151～199台</td><td>4台以上</td></tr> <tr><td>200～999台</td><td>総数1%+2台以上</td></tr> <tr><td>1000台以上</td><td>総数0.2%+10台以上</td></tr> </table> <p>・台数計算において少数が生じた場合は、整数に切り上げて得た台数以上を整備するものとする。</p> <p>・必要に応じて、車止め等を適切に処置する。</p>	1～50台	1台以上	51～100台	2台以上	101～150台	3台以上	151～199台	4台以上	200～999台	総数1%+2台以上	1000台以上	総数0.2%+10台以上
1～50台	1台以上													
51～100台	2台以上													
101～150台	3台以上													
151～199台	4台以上													
200～999台	総数1%+2台以上													
1000台以上	総数0.2%+10台以上													
<p>(2)車椅子利用者用駐車施設</p>	<p>●車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、3.5m以上とし、奥行きは6m以上とすること。 ⇒★図12-1～2、政令第17条第2項第1号(幅3.5m以上、奥行き規定なし)</p> <p>イ 1の項(1)ウ(施行規則別表13の項(1)ウ)に定める経路【車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路】の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ⇒★図12-1、政令第17条第2項第2号</p> <p>ウ 車両への乗降の用に供する部分は、できるだけ水平とすること。 ⇒★図12-1</p> <p>○上屋又はひさしを設ける。 ⇒★図12-1</p> <p>○施設の主要な出入口に近接した場所に設ける。 ⇒★図12-1</p> <p>○車椅子使用者の乗降用スペースは左右両方に設けることが望ましく、車椅子利用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。 ⇒★図12-1～2</p> <p>○乗降用スペースの表面は斜線で塗装表示すること。 ⇒★図12-1～2</p> <p>○路面は青色で塗装することが望ましい。 ⇒★図12-1～2</p> <p>○車椅子利用者用駐車施設のほかに幅広い駐車スペースを必要としない高齢者、障害者、妊産婦等が優先的に駐車できる優先駐車施設を設ける。</p>	<p>・道等に接する駐車場の進入口には、車椅子利用者用駐車施設を示す標識を1種以上設ける。</p> <p>・駐車施設が多数ある駐車場では、駐車場の進入口から車椅子利用者用駐車施設まで、分かりやすく誘導する標識を設ける。</p> <p>・バンタイプの車椅子利用者対応車両では、後部ドアの開閉が通常であり、奥行きの確保が必要である。</p>												
<p>(3)高齢者、障害者等優先停車施設</p>	<p>●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する車寄せを設ける場合は、次に掲げる基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降の用に供する自動車の停車のための部分(以下この号において「高齢者、障害者等優先停車施設」という。)を設けるよう努めること。</p> <p>ア 車両への乗降の用に供する部分は、車椅子利用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、できるだけ水平とすること。</p>	<p>・車椅子利用者などが車を乗降する際は、幅の広い駐車スペースが必要となるため、必要な方が必要なときに使用できるよう、専用である旨の表示をする必要がある。</p>												

●:整備基準 ○: 推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)	解説
<p>イ 高齢者、障害者等優先停車施設又はその付近に、必要に応じ、高齢者、障害者等優先停車施設である旨を表示すること。</p> <p>ウ 高齢者、障害者等優先停車施設に最も近い利用者の用に供する出入口から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路は、13の項(2)(施行規則別表第2 13の項(2)キ)に定める構造とすること。</p>	

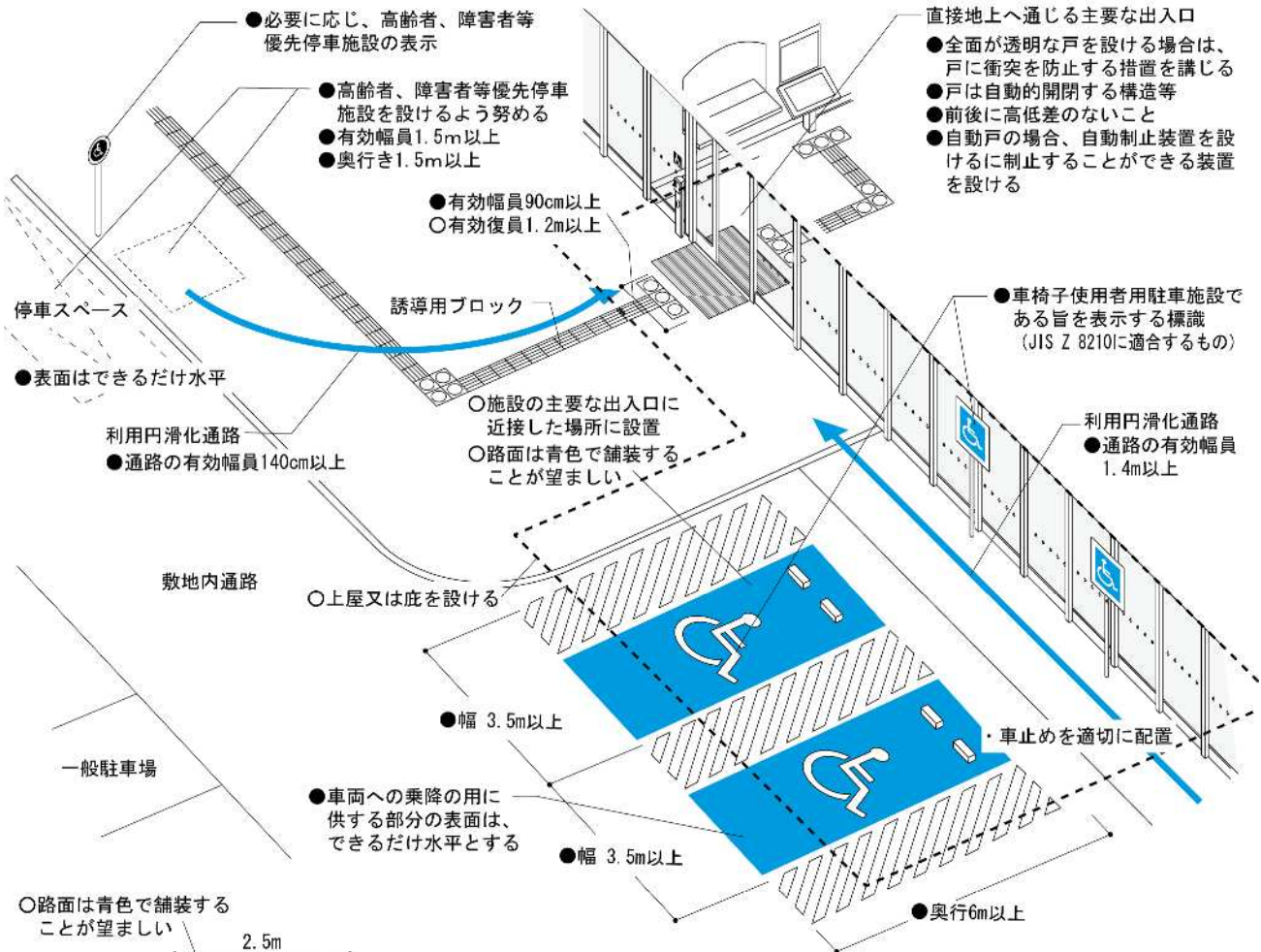


図 12-1 車椅子使用者用駐車施設の設置例 (直接地上に通じる主要な出入口付近の例)

図 12-2 車椅子使用者用駐車施設の考え方 (1台駐車)

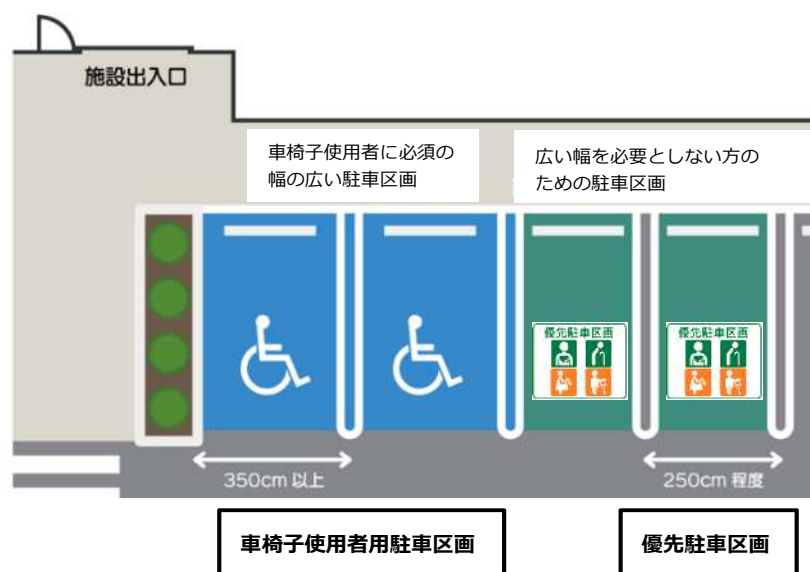


図 12-3 車椅子使用者用駐車施設の例

埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

- 障害のある方や要介護状態の高齢者、妊産婦など、歩行が困難と認められる方に利用証を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。（埼玉県では、令和5年11月1日より制度開始）
- 車椅子使用者が車から乗降するには、ドアを全開にしなければならず、幅の広い「車椅子使用者用駐車区画」を利用する必要があります。
- 一方で、歩行が困難でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人のために、幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い場所に、通常幅（3.5m未満）の「優先駐車区画」を設置する取組が推奨されています。（ダブルスペース）

【駐車区画のイメージ】



※国土交通省資料を基に作成

1. 建築物

13-1 移動等円滑化経路

基本的な考え方

・建築物の敷地の接する道等から利用居室に至る 1 以上の経路を車椅子使用者等が円滑に利用できる移動等円滑化経路とし、当該利用居室から車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設に至る 1 以上の経路についても車椅子使用者等が円滑に利用できる移動等円滑化経路とする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室への移動等円滑化経路 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する居室への移動等円滑化経路)</p>		
<p>(1) 移動等円滑化経路</p>	<p>● 次のアからエまでに掲げる場合には、それぞれ当該アからエまでに定める経路のうち 1 以上(工に掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路」という。)とすること。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房及び当該準車椅子使用者用便房までの経路 ⇒政令第 18 条第 1 項</p> <p>ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(直接地上へ通じる出入口のある階(以下「地上階」という。))又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階と直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。) ⇒★図 13-1-1~3 政令第 18 条第 1 項第 1 号</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房又は準車椅子使用者用便房のある便所(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房及び当該準車椅子使用者用便房までの経路 ⇒★図 13-1-2、政令第 18 条第 1 項第 2 号</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 ⇒★図 13-1-3、政令第 18 条第 1 項第 3 号</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。) ⇒政令第 18 条第 1 項第 4 号</p> <p>○ 直接地上へ通じる出入口のある階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合であっても、上下の移動に係る部分について、移動等円滑化経路とする。</p>	<p>・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合に上下の移動に係る部分が経路から除外されるのは、アの場合のみであって、イ又はウの場合については除外されない。また、アの場合に経路から除外されるのは上下の移動に係る部分のみであって、地上階及びその直上階又は直下階の水平移動に係る部分については除外されない。</p> <p>・車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路は敷地内で確保しなければならない。敷地外を経由することはできない。</p>
<p>(2) 移動等円滑化経路の構造</p>	<p>● 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 ⇒政令第 18 条第 2 項第 1 号</p> <p>イ 移動等円滑化経路を構成する出入口 P.40 01 出入口 参照</p> <p>ウ 移動等円滑化経路を構成する廊下等 P.42 02 廊下等 参照</p> <p>エ 移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するもの)に限る</p>	<p>・1cm 程度で車椅子の通過に支障のないよう配慮された構造のものは、段とみなさない。</p>

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
	<p>P.48 04 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 参照</p> <p>オ 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（カに規定するものを除く。）及びその乗降口ピラー</p> <p>P.79 13-2 昇降機 参照</p> <p>カ 移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他昇降機</p> <p>P.84 13-3 特殊な構造の昇降機等 参照</p> <p>キ 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路</p> <p>P.70 11 敷地内の通路 参照</p>	
(3) 地形の特殊性	<p>●(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)キ【11(移動等円滑化経路を構成する)敷地内の通路】の規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)ア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とすること。 ⇒政令第18条第3項</p>	<p>・「地形の特殊性」とは、急傾斜地等による地形をいう。例えば、傾斜地のため建築物付近まで高齢者、障害者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、バスあるいはタクシー等が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させればよい。</p>

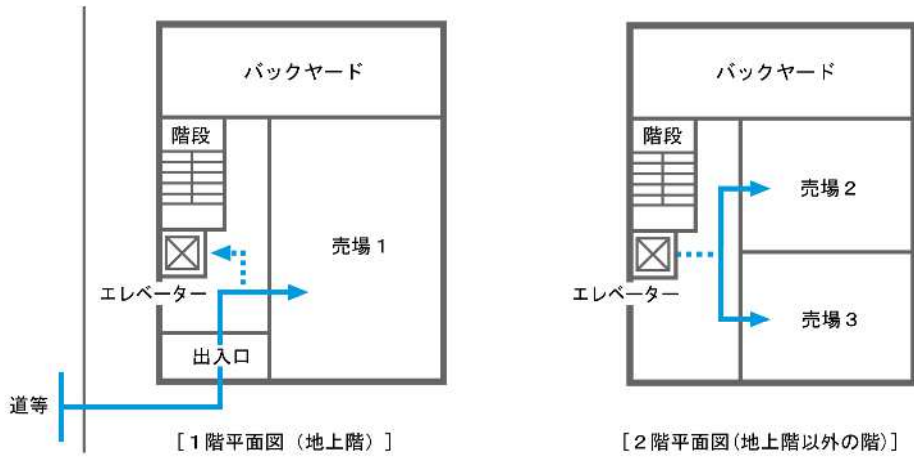


図 13-1-1 200 m²以上の物販店舗の場合（来客用便所、駐車場がない場合）

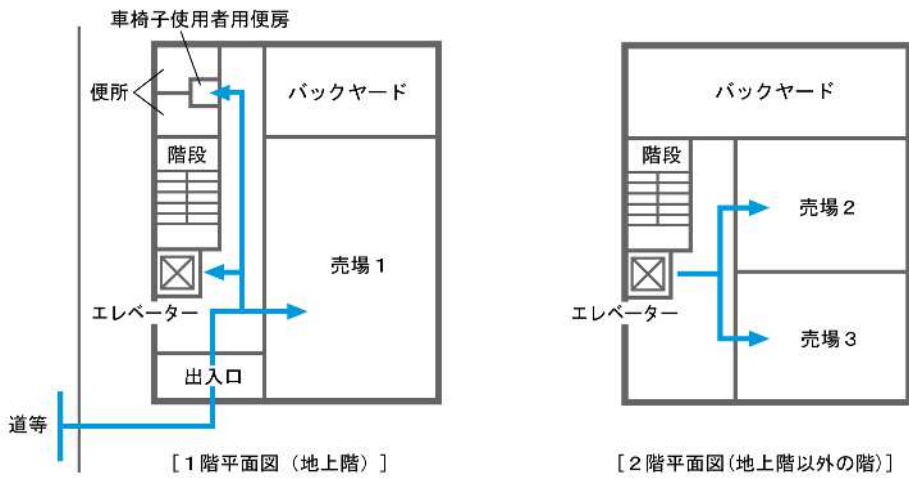


図 13-1-2 200 m²以上の物販店舗の場合（1F に車椅子使用者用便房がある場合）

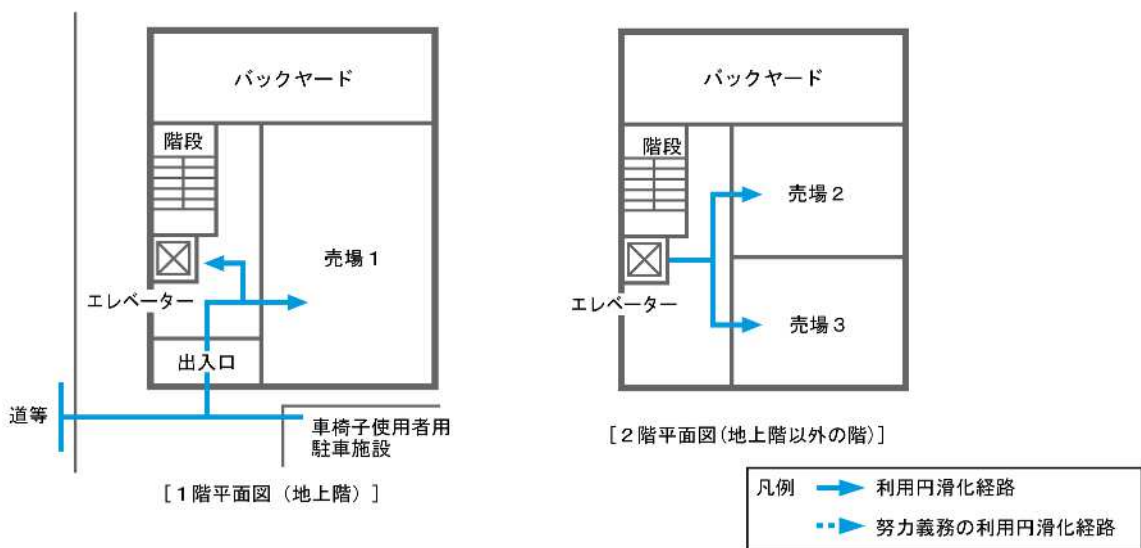


図 13-1-3 200 m²以上の物販店舗の場合（地上階に車椅子使用者用駐車施設がある場合）

基本的な考え方

- ・エレベーターは、車椅子利用者にとって最も円滑に垂直移動できる設備である。エレベーターの設置にあたっては、設置場所等を十分に考慮する。なお、エレベーター付近に階段若しくは段を設ける場合には、車椅子利用者等の転落防止等に十分注意した配置とする。
- ・エレベーターは、原則として2階以上の階に利用者の利用に供する利用居室等が設けられている場合には設置する。
- ・大型商業施設等に複数のエレベーターを設ける場合には、1以上、車椅子利用者や乳幼児連れの方が利用できるよう配慮する。
- ・物品販売業を営む店舗、集会施設及び劇場等の同時に多数が利用する恐れがあるエレベーターは、より大きな床面積のエレベーターとする。また、車椅子利用者が円滑に利用できるよう複数台設ける。
- ・エレベーター内の制御装置(特に緊急通報ボタン)は、車椅子利用者、視覚障害者、聴覚障害者、高齢者等の利用に配慮する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室への移動等円滑化経路(多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する居室への移動等円滑化経路)を構成するエレベーター及び乗降ロビー		
(ア)停止階	●籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室がある階、車椅子利用者用便房又は準車椅子利用者用便房がある階、車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 ⇒★図13-2-1 政令第18条第2項第5号イ	・「籠」とは、人を乗せ昇降する部分をいう。
(イ)出入口の幅	●籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。 ⇒★図13-2-1~2 政令第18条第2項第5号ロ ○籠及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とする。	
(ウ)かごの奥行き	●籠の奥行きは、1.35m以上(別表第1の1建築物の表9の項に掲げる生活関連施設【共同住宅又は寄宿舎】であって床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のものは、1.15m以上)とすること。 ⇒★図13-2-2 政令第18条第2項第5号ハ(奥行1.35m以上)	
(エ)乗降ロビー	●乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1.5m以上とすること。 ⇒★図13-2-1~2、政令第18条第2項第5号ニ ○乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ1.8m以上とする。 ⇒★図13-2-1~2 ○出入口が外部に面するエレベーターにはひさしを設け、雨天時の乗降に配慮する。	・乗降ロビーの付近に階段若しくは段を設ける場合には、車椅子利用者等の転落防止策を講じるなど、その配置に注意する。
(オ)制御装置	●籠内及び乗降ロビーには、車椅子利用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 ⇒★図13-2-1~4 政令第18条第2項第5号ホ ○車椅子利用者の利用しやすい制御装置にも点字表示を行う。 ⇒★図13-2-3~4 ○戸の開閉時間を延長する機能を設ける。 ⇒★図13-2-1 ○操作盤にはインターホンを設ける。	・籠の制御装置は、側面の壁の中央部分に設ける。左右の壁に主操作盤、副操作盤を設けることが望ましい。 ・制御装置の高さは1m程度とする。
(カ)停止階等表示	●籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 ⇒★図13-2-1、政令第18条第2項第5号ハ	
(キ)昇降方向表示装置	●乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 ⇒★図13-2-1、政令第18条第2項第5号ト	

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(ク)手すり	●籠内の両側面に、手すりを設けること。 ⇒★図 13-2-1	・手すりの取り付け高さは、75cm～85cm 程度とする。
(ケ)鏡	●籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。 ⇒★図 13-2-1	・車椅子使用者がバックで出るとき、出入口周りの人や床が見やすいものとし、床上 40cm～150cm 程度まである鏡とする。 ・2 方向出入口がある籠(スルー型、直角 2 方向型)又はトランク付型の籠で適切な位置に鏡を設けることが出来ない場合は、籠の上部に凸面鏡等を設ける。
(コ)自動制止装置	●籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 ⇒★図 13-2-1 ○光電式の場合は、光電ビームを 2 条以上、床上 20cm 及び 60cm 程度の高さに設けること。	・光電式、静電式または超音波式で利用者を感じし、戸閉を制御する装置を設けること。
(サ)かごの大きさ(2,000㎡以上)	●不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が 2,000㎡以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、(ア) から (コ) まで((エ) 及び (キ) を除く。)に定めるもののほか、次に掲げるものであること。 a. 籠の幅は、1.4m 以上とすること。 ⇒★図 13-2-2 b. 籠は、車椅子の転回に支障がない構造のものとする。 ⇒政令第 18 条第 2 項第 5 号	・床面積の合計が 2,000 ㎡以上の不特定かつ多数の者が利用する建築物の場合に限られるため、老人ホーム、共同住宅などには適用されない。
(シ)視覚障害者、聴覚障害者対応	●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビーにあっては、(ア) から (サ) までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、エレベーター及び乗降口ビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。 a. 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ⇒★図 13-2-3 b. 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより視覚障害者が円滑に操作することができる構造のものとする。 ⇒★図 13-2-5～6 c. 籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 ⇒★図 13-2-1、政令第 18 条第 2 項第 5 号リ ○乗降口ビーの点状ブロックは制御装置の側に寄せて敷設する。 ⇒★図 13-2-1 ○聴覚障害者への視覚による情報伝達手段として、緊急通報装置等を設ける。 ⇒★図 13-2-1 ○籠内に、保守管理者や非常時の連絡先、連絡方法を表記する。 ⇒★図 132--1 ○籠及び出入口の戸には、乗降口ビー及び籠内から内部及び外部が確認できるよう、ガラス窓等とする。 ⇒★図 13-2-1 ○点字表示は、制御装置のボタンの左側に設ける。 ⇒★図 13-2-5 ○制御装置のボタンは、ボタンと周辺部分とのコントラストを十分に確保する。	・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターおよび乗降口ビーに限られるため、老人ホーム、共同住宅などには適用されない。 ・制御装置のボタンの配置は、千鳥配置とする。 ・制御装置のボタンは、押しボタン式とする。 ・制御装置に点字表示を設ける際は、立位で使用する制御装置に設けることを基本とする。ただし、視覚障害者が車椅子使用者対応の制御装置を押す場合に備えて、車椅子使用者対応の制御装置にも点字をつけることが望ましい。 ・緊急時に外部と連絡を取ることができ装置を設けることが望ましい。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(ス)出入口が複数あるエレベーター	●籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合は、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	・
(セ)災害時等	●地震、火災、停電等の際に管制運転を行う装置(火災の際にあつては避難階(直接地上へ通じる出入口のある階をいう。以下同じ。))に、地震、停電等の際にあつては最寄り階に自動的に籠を移動し、及び出入口の戸を開くことにより利用者の安全を図る装置をいう。以下同じ。)を設け、当該装置の作動時には、その旨を音声及び文字で知らせる設備を設けるよう努めること。 ○非常呼び出しボタンの形状は、視覚障害者の利用に配慮して形状や色を変え、触覚でわかるようにすること。	・

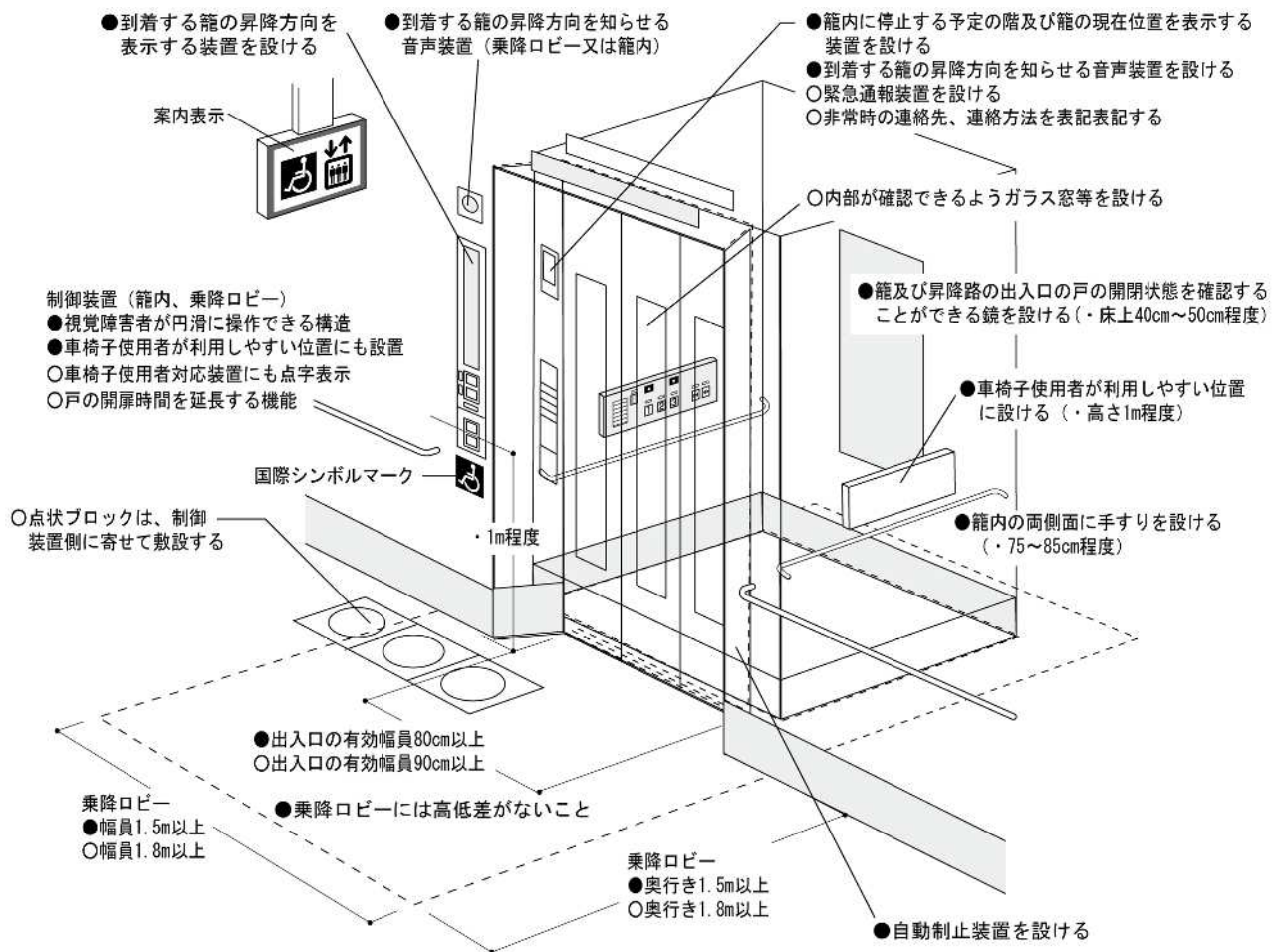


図 13-2-1 移動等円滑化経路を構成するエレベーターの例

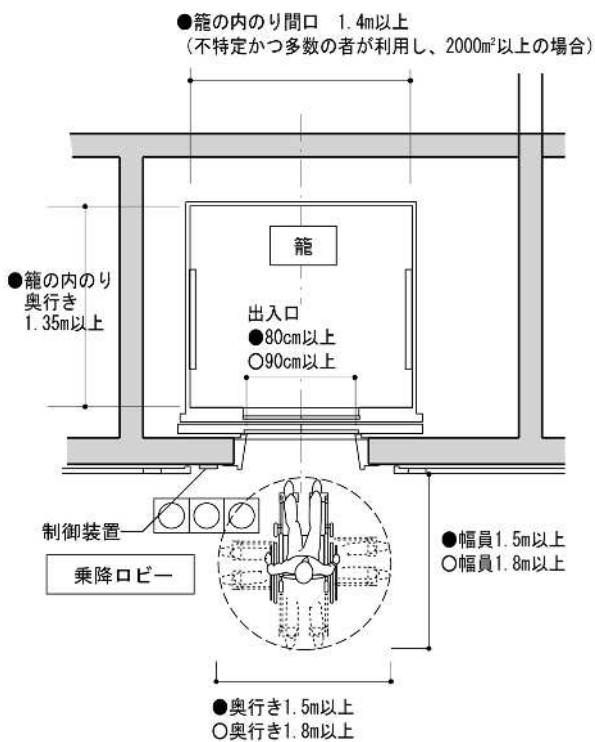


図 13-2-2 移動等円滑化経路を構成する 籠内及び乗降ロビーの各寸法

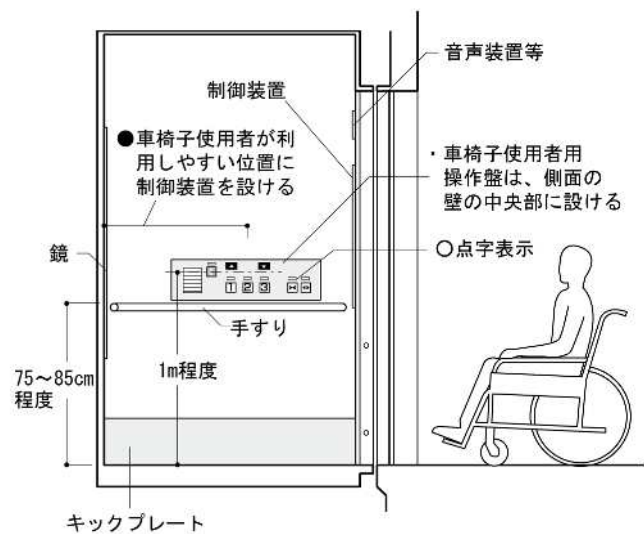


図 13-2-3 籠内の各高さ

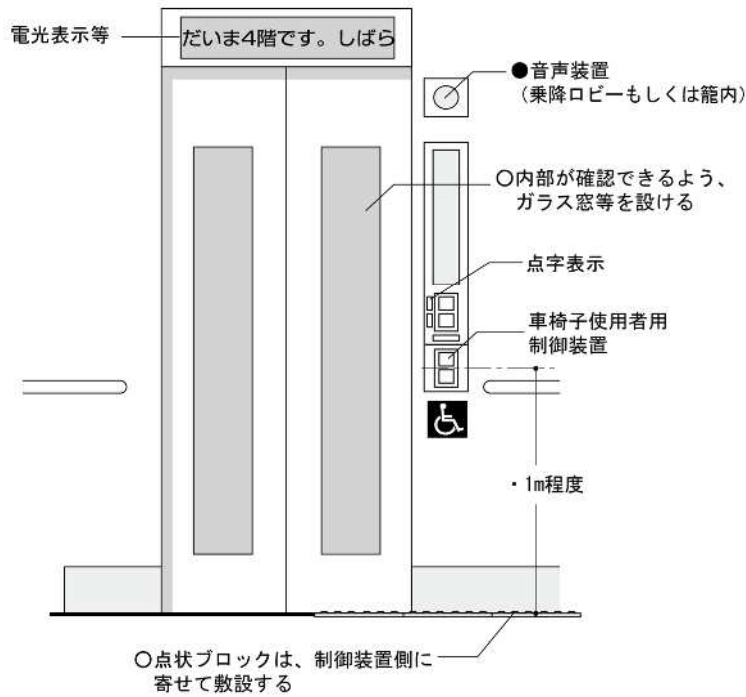


図 13-2-4 乗降ロビーにおける装置類



- ・制御装置のボタン配置は千鳥配置
- ・制御装置のボタンは、押しボタン式

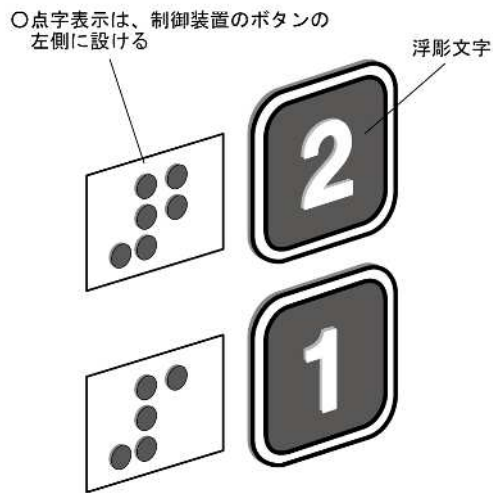


図 13-2-6 階数ボタン (点字表示)

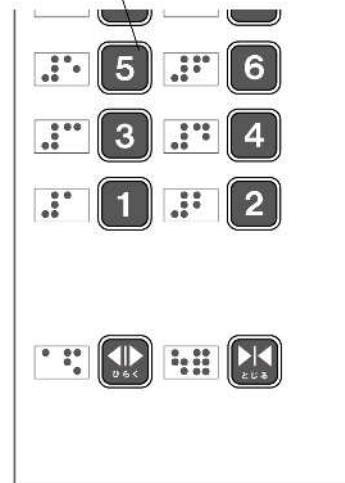


図 13-2-5 籠内操作盤の階数ボタン配置と点字表示例

1.建築物

13-3 特殊な構造の昇降機等

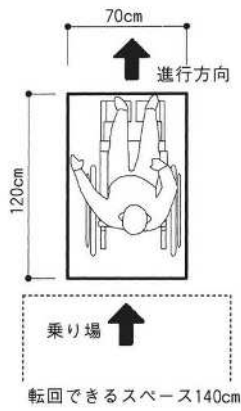
基本的な考え方

- ・移動等円滑化経路上にやむを得ず段がある場合に設けられる特殊な構造のエレベーターは、施設管理者は利用者の円滑な利用を十分に考慮する。屋外に設置される場合は屋根等を設ける。

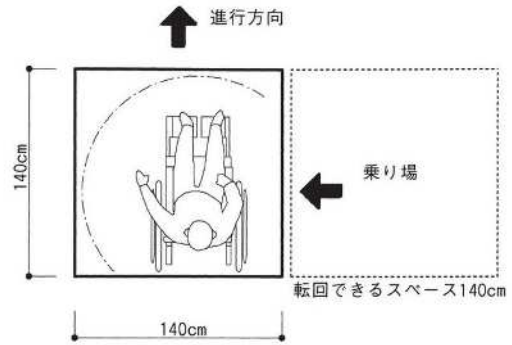
●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室への移動等円滑化経路（多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する居室への移動等円滑化経路）を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機</p>		
<p>カ</p>	<p>●移動等円滑化経路を構成する平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第 1 に規定する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第 2 に掲げる構造とすること。</p> <p>【H18 国交告第 1492 号】</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件</p> <p>第 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第 18 条第 2 項第 6 号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 昇降行程が 4 メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が 15 メートル毎分以下で、かつ、その床面積が 2.25 平方メートル以下のもの</p> <p>2 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30 メートル毎分以下とし、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの</p> <p>第 2 令第 18 条第 2 項第 6 号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 第 1 第 1 号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 平成 12 年建設省告示第 1413 第 1 第 7 号に規定するものとする。</p> <p>ロ かごの幅は 70 センチメートル以上とし、かつ、奥行きは 120 センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>二 第 1 第 2 号に掲げるエスカレーターにあつては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものであること</p>	<p>H18 国交告第 1492 号第 1 第 1 号 →特殊な構造又は使用形態のエレベーター</p> <p>H18 国交告第 1492 号第 1 第 2 号 →特殊な構造又は使用形態のエスカレーター (H12 建告第 1417 第 1 ただし書きに規定するもの)</p> <p>・(注)平成 12 年建設省告示第 1413 号は、「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」である。</p> <p>・幅 70cm 以上、奥行き 1.2m 以上は、車椅子 1 台分のスペースである。</p> <p>・(注)平成 12 年建設省告示第 1417 号は、「通常の使用状態において人又は者が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件」である。</p>
<p>その他</p>	<p>○係員の呼び出しインターホンを設置し、車椅子で利用できることを表示する案内表示を設ける。</p> <p>○視覚障害者をエスカレーターに誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すり、あるいは音声案内等を組み合わせることにより、安全に利用できるよう配慮する。</p>	

● 段差解消機の構造の例

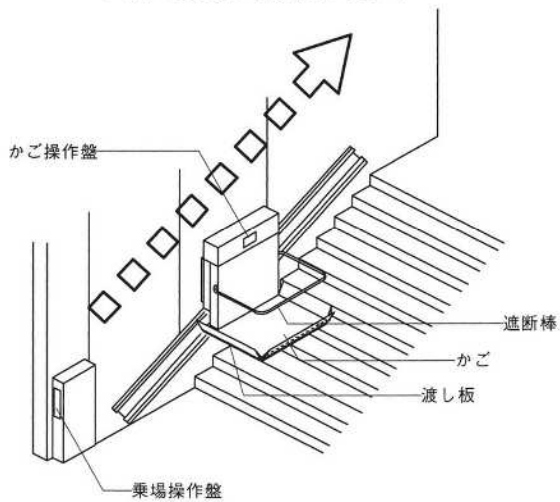
● 定員 1 名のかご (直線形式の場合)



● 定員 1 名のかご (90° の転回形式の場合)



● 斜行型 (※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)



● 鉛直型

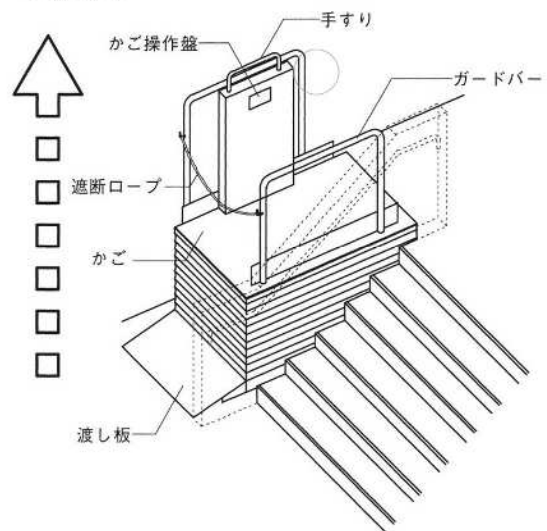


図 13-3-1 特殊な構造又は使用形態の昇降機の例

基本的な考え方

- ・建築物の敷地の接する道等から共同住宅の住戸及びホテル又は旅館の客室に至る 1 以上の経路を車椅子使用者等が円滑に利用できる特定経路とする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1)特定経路	<p>●共同住宅の住戸及びホテル又は旅館の客室においては、道等から各住戸又は各客室までの経路(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅又は客室があるホテル若しくは旅館にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)のうち 1 以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下この項において「特定経路」という。)とすること。 ⇒★図 14-1~2</p> <p>○地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅又は客室があるホテル若しくは旅館であっても、上下の移動に係る部分について、特定経路とする。</p>	<p>【移動等円滑化経路と特定経路】 移動等円滑化経路</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道等から利用居室までの経路 2. 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路 3. 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 <p>特定経路 道等から各住戸までの 1 以上の多数の者が円滑に利用できる経路 利用居室 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室</p>
(2)特定経路の構造	<p>●特定経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該特定経路を構成する出入口は、施行規則別表第 2 1 の項及び 13 の項(2)イの規定【01 出入口】によるものとする。ただし、各住戸又は各客室の出入口は、この限りでない。</p> <p>ウ 当該特定経路を構成する廊下等は、施行規則別表第 2 2 の項並びに 13 の項(2)ウ(ア)及び(ウ)の規定【02 廊下等】によるほか、区間 50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 当該特定経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、施行規則別表第 2 4 の項及び 13 の項(2)エの規定【04 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路】によるものとする。</p> <p>オ 当該特定経路を構成するエレベーター(力に規定するものを除く。)及びその乗降口ピャーは、施行規則別表第 2 13 の項(2)オ(イ)及び(エ)から(コ)までの規定【13-2 エレベーター及び乗降口ピャー】によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 籠は、各住戸又は各客室がある階、車椅子使用者用便房がある階、車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(イ) 籠の奥行きは、1.15m 以上とすること。</p> <p>カ 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、施行規則別表第 2 13 の項(2)カの規定【13-3 特殊な構造の昇降機等】によるものとする。</p> <p>キ 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、施行規則別表第 2 11 の項及び 13 の項(2)キの規定【11 (移動等円滑化経路を構成する)敷地内の通路】にの規定によるものとする。</p>	

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(3) 地形の特殊性	●当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)キの規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)中「道等」とあるのは、「当該共同住宅又はホテル若しくは旅館の車寄せ」とすること。	・「地形の特殊性」とは、急傾斜地等による地形をいう。例えば、傾斜地のため建築物付近まで高齢者、障害者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、バスあるいはタクシー等が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させればよい。
(4) 特定経路の除外	●特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路又はその一部となる場合にあっては、当該特定経路となるべき経路又はその一部については、(1)から(3)までの規定は、適用しないものとする。	

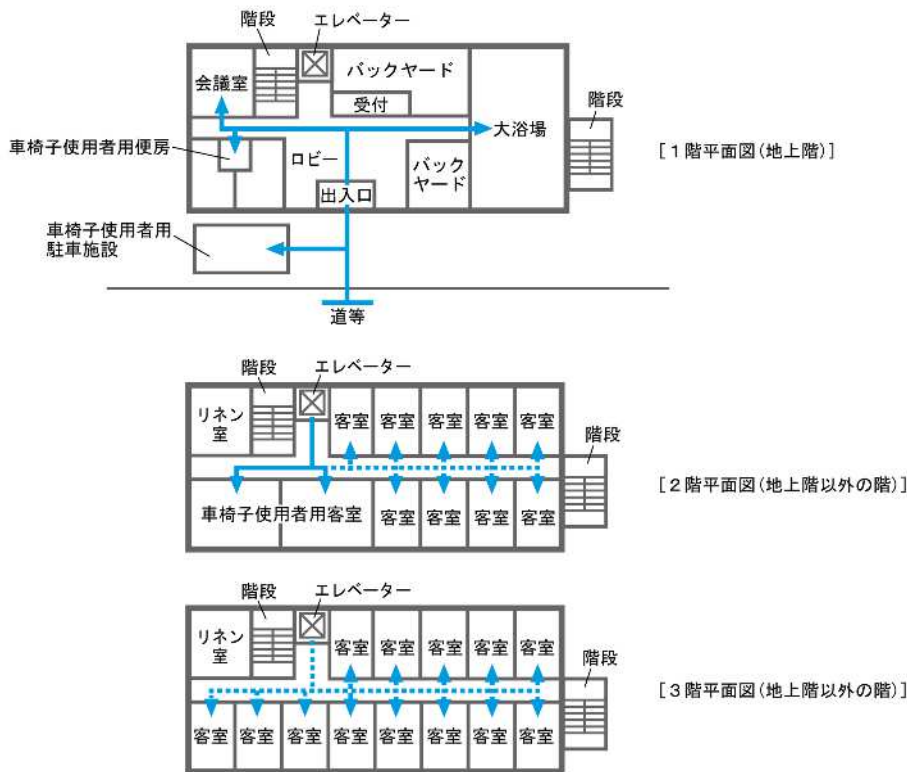


図 14-1 200 m²以上のホテルの場合

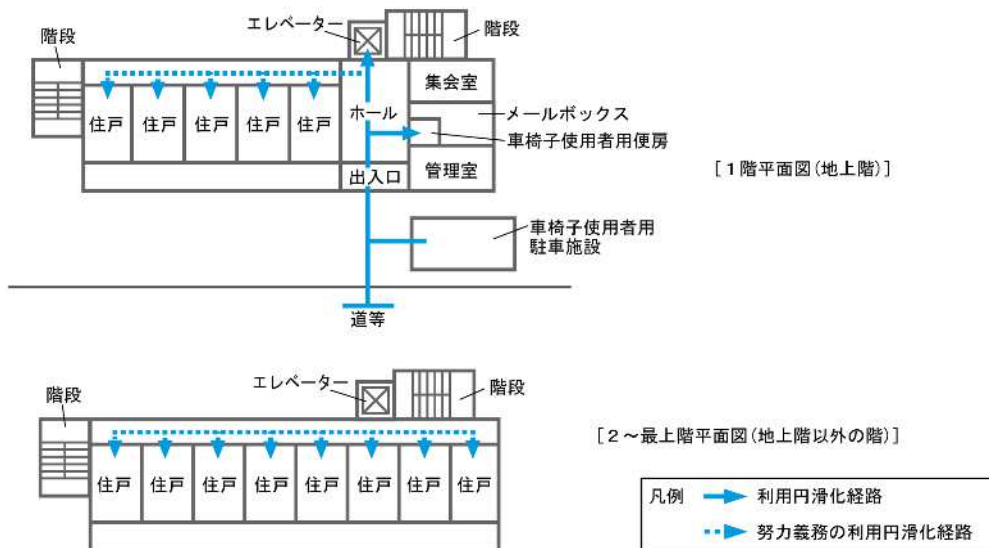


図 14-2 1,000 m²以上の共同住宅の場合

基本的な考え方

- ・ 標識を設ける場合は、高齢者、障害者等が建築物を円滑に利用できるよう表示する。
- ・ 案内、誘導表示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、分かりやすさなど十分に配慮する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1) 標識の構造	<p>●移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に掲げるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。⇒★図 15-1、政令第 9 条</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。⇒★図 15-3</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該表示すべき内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの)とすること。⇒★図 15-1~2、政令第 19 条</p>	<p>・ 移動等円滑化とは、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう</p>
(2) その他の標識	<p>●(1)に規定する標識以外の標識は、次に掲げる基準に適合するよう設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。⇒★図 15-3</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が高齢者、障害者等に容易に識別できるものとする。⇒★図 15-1~2</p> <p>○誘導用の標識は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設ける。</p> <p>○JIS 規格等標準化されたものを使用する。</p> <p>○文字が読めない、あるいは文字より絵のほうが理解しやすいといった障害を持つ人や、子供に対して情報を伝えることができる様に漢字、ひらがな、ピクトなどを組み合わせて案内する。</p>	<p>・ 掲出高さは視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。</p> <p>・ 突出型の室名札を設ける場合は、下端 2m 以上を標準とする。</p> <p>・ 表示は大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、弱視者、色弱者が識別できる様、背景色との色及び明度の差に配慮する。</p>
(3) 誘導灯	<p>●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条第 1 項の規定により誘導灯を設置しなければならないものにおいて、当該誘導灯を屋内から直接地上へ通じる出入口又は直通階段の出入口に設ける場合は、点滅機能及び音声誘導機能により避難に配慮したものとすること。ただし、自動火災報知設備の設置を必要としない建築物については、この限りでない。</p> <p>⇒★図 15-6</p> <p>○防火戸等を設ける場合は、車椅子使用者が通過できるよう、有効幅員を確保し段を設けない。⇒★図 15-4~5</p> <p>○避難階段に隣接したバルコニー等に車椅子使用者等の一時避難場所を設ける。</p> <p>○緊急時の避難誘導設備は、聴覚障害者に配慮して、音声のみでなく光点滅走行式避難誘導システムが望ましい。⇒★図 15-7</p>	<p>・ 直通階段とは、その階から避難階又は地上階に通じる通路をいう。</p> <p>・ 一時避難場所等への避難経路には階段又は段を設けない。</p>



図 15-1 案内用図記号 (JIS Z8210) の例

- 明度差
サインの地と図 (表示内容) の明度差は、5以上が好ましい。
- 色相差
補色や近似色は避けるようにし、同じ画面に近似色を用いる場合は明度差3以上を確保し、離して使用する。特に、黄濁化 (白内障) では 青→黒、黄→白など見え方に変化が起きる。
- 彩度差
認識しやすい鮮やかな色選びをする。

図 15-2 標識・案内板の色彩の選定の留意点

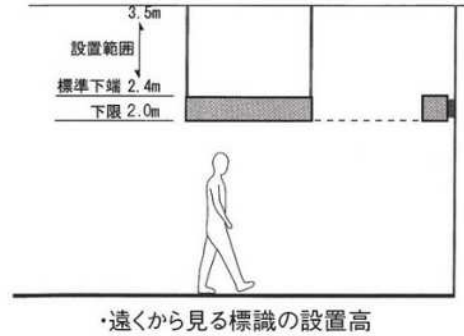
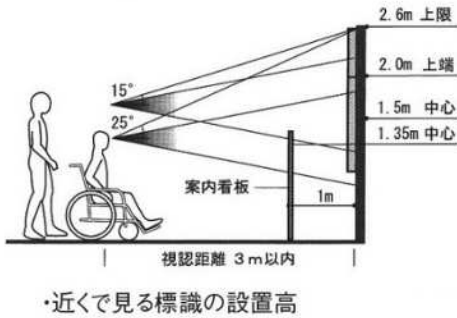


図 15-3 標識の設置高

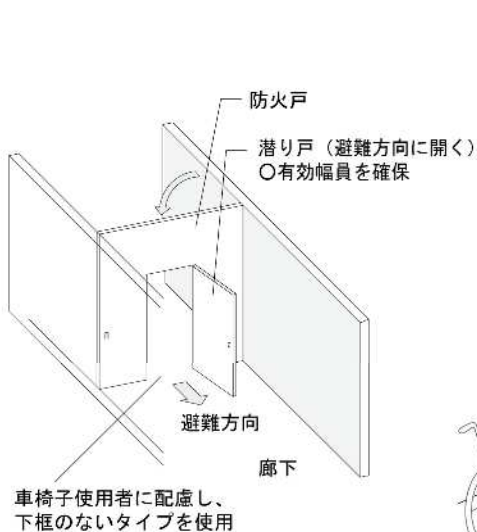


図 15-4 下框のない防火戸の例

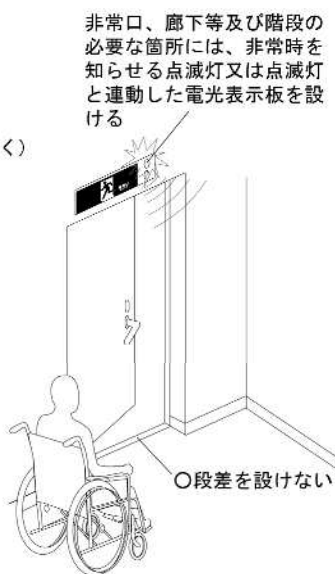
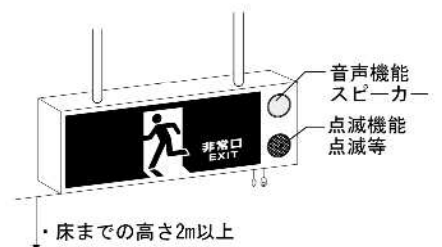


図 15-5 非常口の例



- 点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したもの

図 15-6 出入口における点滅型誘導音装置付誘導灯

- 光点滅走行式避難誘導システムが望ましい



図 15-7 電光表示板例

基本的な考え方

- ・案内設備を設ける場合は、高齢者、障害者等が建築物を円滑に利用できるよう表示する。
- ・案内、誘導表示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、分かりやすさなど十分に配慮する。
- ・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者が緊急時の避難から取り残されないように音声及び振動等による緊急情報伝達装置などを適切に設ける。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1)案内板	<p>●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>⇒★図 16-1 政令第20条第1項</p> <p>○各フロアに設ける。</p> <p>○施設の用途により、外国語を併記する。</p>	<p>・移動等円滑化とは、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう</p> <p>・表示は大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、弱視者、色弱者が識別できる様、照明や背景色との色及び明度の差に配慮する。</p>
(2)視覚障害者対応	<p>●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他次に掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 ⇒★図 16-2 政令第20条第2項</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>⇒H18 国交告第 1491 号</p>	<p>・弱視者は点字を読めない場合もあるため、ウで規定するとおり、点字のみを設置するのではなく、文字等の浮き彫りや音声案内などを組み合わせる必要がある。</p> <p>・文字等の浮き彫りや点字による案内板を設ける場合は、当該面に視覚障害者が読みとり易いような角度を持たせること。</p>
(3)適用除外	<p>●案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は、適用しないものとする。 ⇒政令第20条第3項</p>	<p>・案内所とは、ホテルのフロント(受付)や学校の事務室、店舗のレジカウンターをはじめ、常時職員等が滞在し、対応可能な場所である。</p>
(4)聴覚障害者対応	<p>●案内、呼出し等の窓口を設ける場合は、文字で情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。</p>	<p>・</p>

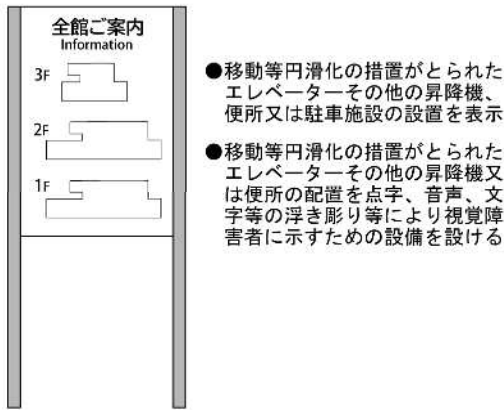


図 16-1 案内板の例

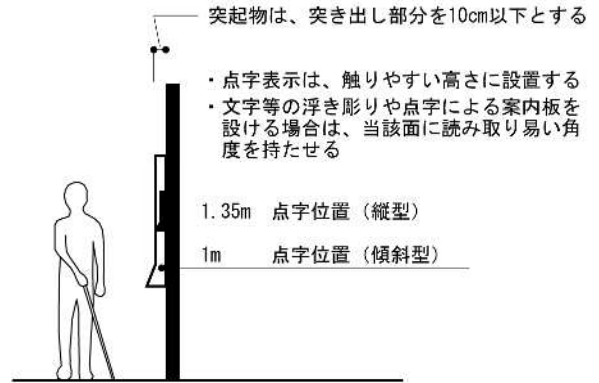


図 16-2 点字表示の設置高

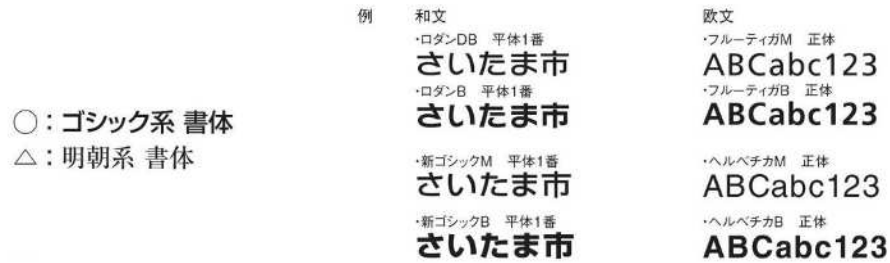


図 15-3 標識・案内板に適した書体

※案内板の書体や色彩、ピクトグラムについては「15 標識」もあわせて参照



図 15-4 カラーユニバーサルデザインに配慮した案内表示

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
令和3〔2021〕年3月（国土交通省）

1.建築物

17 視覚障害者移動等円滑化経路

基本的な考え方

- ・不特定かつ多数の者が利用する施設の場合、案内設備あるいは案内所以外にも、エレベーターをはじめ利用頻度が高い箇所まで連続して誘導する。
- ・視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望ましい。

●：整備基準 ○：推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1) 視覚障害者移動等円滑化経路	<p>●道等から施行規則別表第2 16 の項(2)の規定による設備又は16の項(3)の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)とすること。ただし、次に掲げるもののいずれかである場合は、この限りでない。 ⇒政令第21条第1項</p> <p>ア 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合 ⇒国土交通省告示第1497号</p> <p>イ 建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通じる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に掲げる基準に適合するものである場合 ⇒国土交通省告示第1497号第4</p> <p>○不特定かつ多数の者が利用する施設の場合、案内設備あるいは案内所以外にも、エレベーターをはじめ利用頻度が高い箇所まで連続して誘導する。</p> <p>○エスカレーターを設ける場合には、乗降口付近に視覚障害者等への注意を喚起する方法を講ずるものとする。</p> <p>○夜間における弱視者の歩行に配慮して、十分な照明計画や光による誘導等を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・触知図は視覚障害者の利用方法を十分配慮したものとする。 ・玄関付近に点字案内板又は触知図を設ける場合は、通常の動線上に設ける。 ・エスカレーターの注意を喚起する方法とは、点状ブロック又は音声・音響案内等による。 ・誘導用ブロック上に自転車等が置かれないう管理上十分配慮する。 ・誘導用ブロックの敷設にあたっては、車椅子やベビーカー等での通行に支障がないよう敷設するとともに、壁面から通行の支障とならない距離を確保する。また、専ら高齢者が利用する施設、幼児が利用する施設においては、誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に支障をきたさないよう配慮する。
(2) 視覚障害者誘導用ブロック等	<p>●視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(注1)及び点状ブロック等(注2)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 ⇒★図17-1~3、政令第21条第2項第1号</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分 ⇒★図17-5</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して両側に手すりが設けられている踊場等を除く。) ⇒政令第21条第2項第2号</p>	<p>(注1)線状ブロック等とは、視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。</p> <p>(注2)点状ブロック等とは、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導用ブロックの形状等は、JISに準ずる。 ・誘導用ブロックの敷設幅は、30cm以上とする。 ・誘導用のブロックの色は、黄色を原則とし、その他の色にあっても弱視者が認知しやすいよう、床仕上げ材料とブロックの明度差(5以上)あるいは輝度比(2.0以上)を確保する。 ・同一敷地内で誘導用のブロックの色が異なると利用者が混乱するため、色は統一する。 ・誘導用のブロックの材料として金属製のものについては、弱視者にとってわかりにくく、雨滴によりスリップしやすいことや、施工上の精度やはがれ等の問題があるため、原則使用しないこととする。

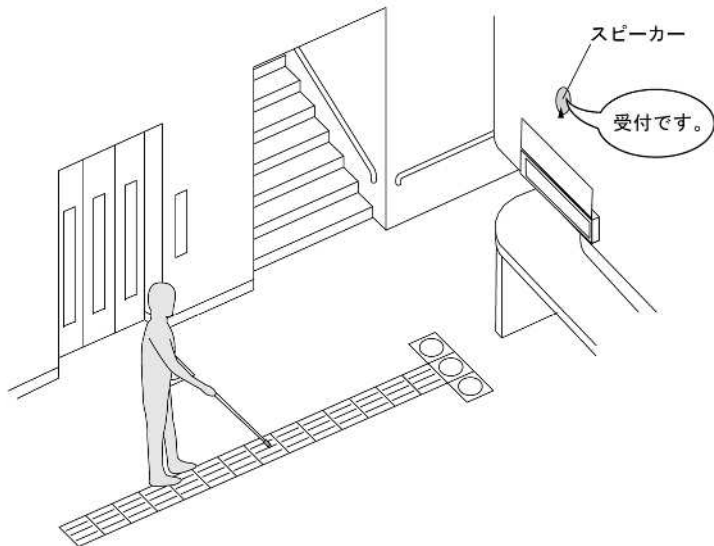


図 17-1 視覚障害者誘導用ブロックによる移動等円滑化経路の例

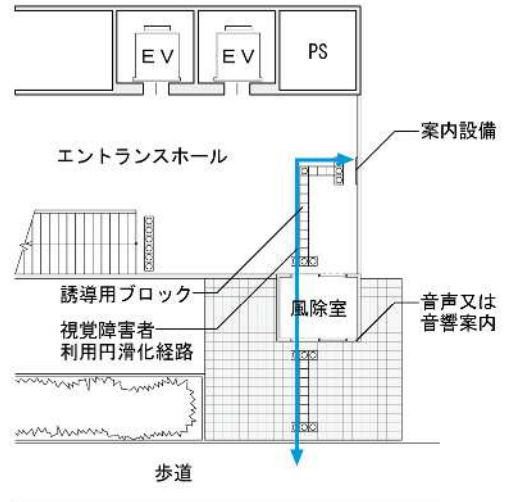


図 17-2 受付窓口のない視覚障害者移動等円滑化経路

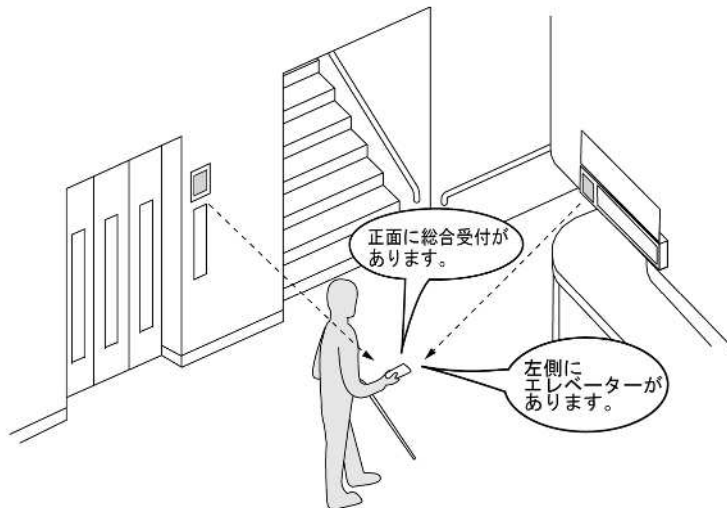


図 17-3 音声誘導の例



図 17-4 カウンター付近の視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

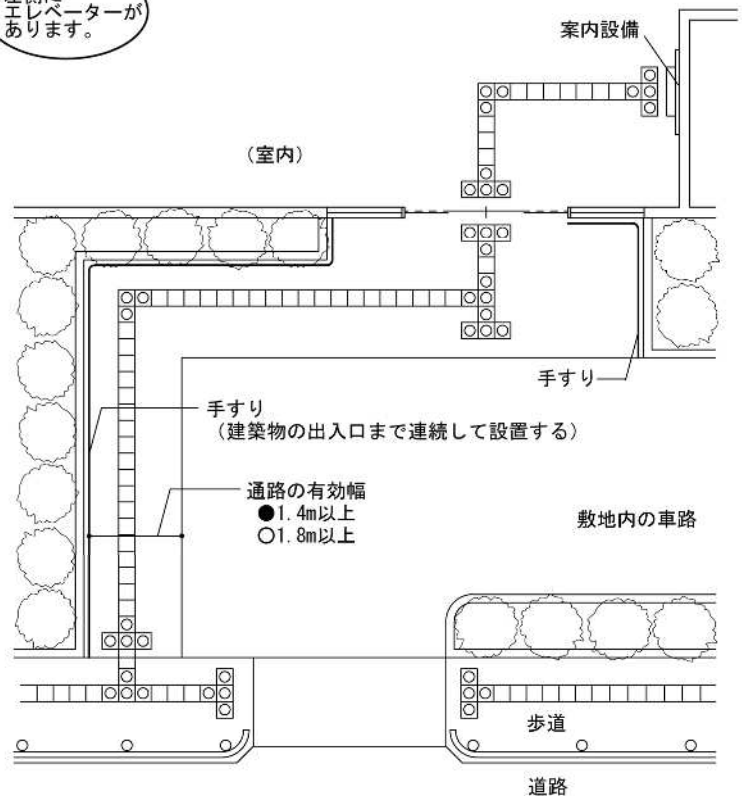


図 17-5 車路に近接する部分の例

基本的な考え方

- ・既存建築物の増築、改築等を行う場合に整備が必要な部分を明らかにし、円滑な利用が可能となるようバリアフリー化整備を進める。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
<p>●建築物の増築等をする場合には、施行規則別表第2 1の項から17の項【01 出入口から17 視覚障害者移動等円滑化経路】までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用するものとする。⇒★図18-1~2</p> <p>ア 当該増築等に係る部分 ⇒政令第2 2条第1項第1号</p> <p>イ 道等からアに掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 ⇒政令第2 2条第1項第2号</p> <p>ウ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 ⇒令第2 2条第1項第3号</p> <p>エ アに掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。カにおいて同じ。)からウに掲げる便所に設けられる車椅子使用者用便房及び準車椅子使用者用便房までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 ⇒政令第2 2条第1項第4号</p> <p>オ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 ⇒政令第2 2条第1項第5号</p> <p>カ 車椅子使用者用駐車施設(オに掲げる駐車場に設けられるものに限る。)からアに掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 ⇒政令第2 2条第1項第6号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウ及びオの「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」は、多数の者が利用する生活関連施設においては、「多数の者が利用する」と読み替える。 ・増築等を行う部分又は既存部分のいずれかに、基準に適合する便所を整備しなければならない。 ・増築等を行う部分又は既存部分のいずれかに、基準に適合する駐車場を整備しなければならない。 	

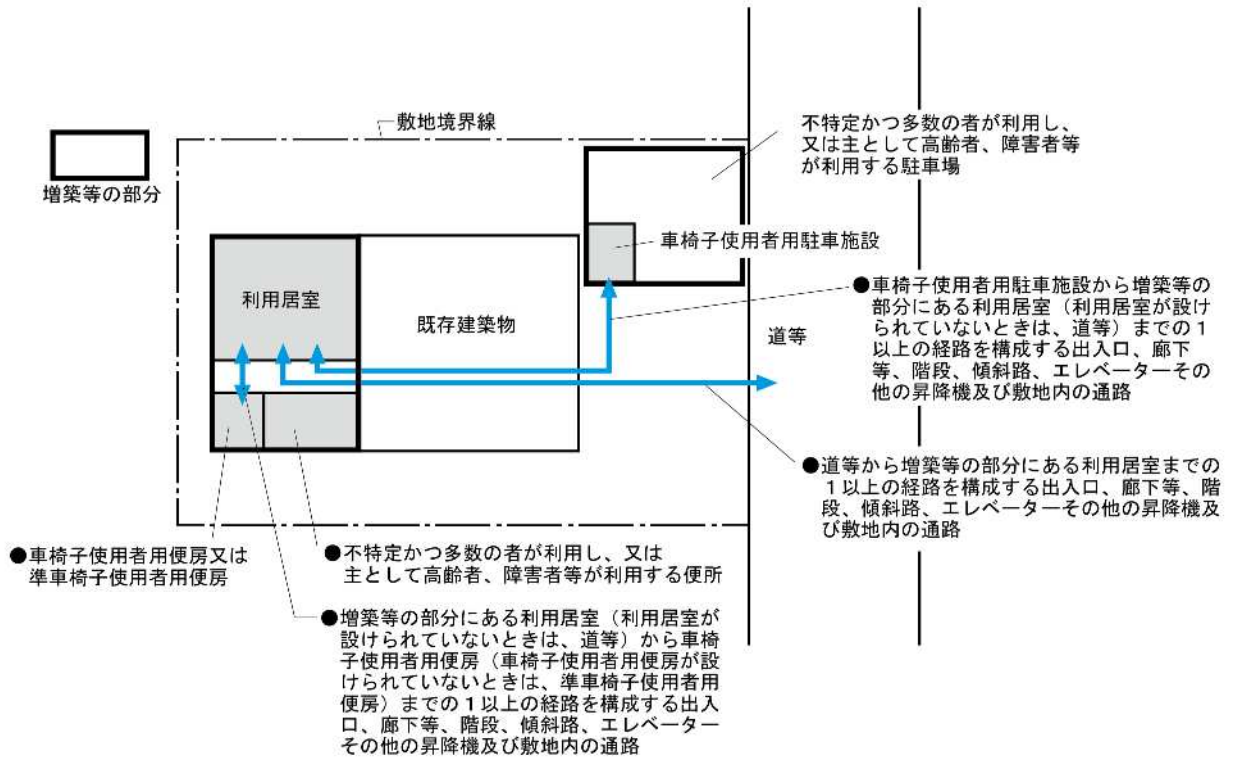


図 18-1 増築等における基準の適用部分
 【不特定多数利用の駐車場を新たに整備し、利用居室及び車椅子使用者用便房を増築する場合】

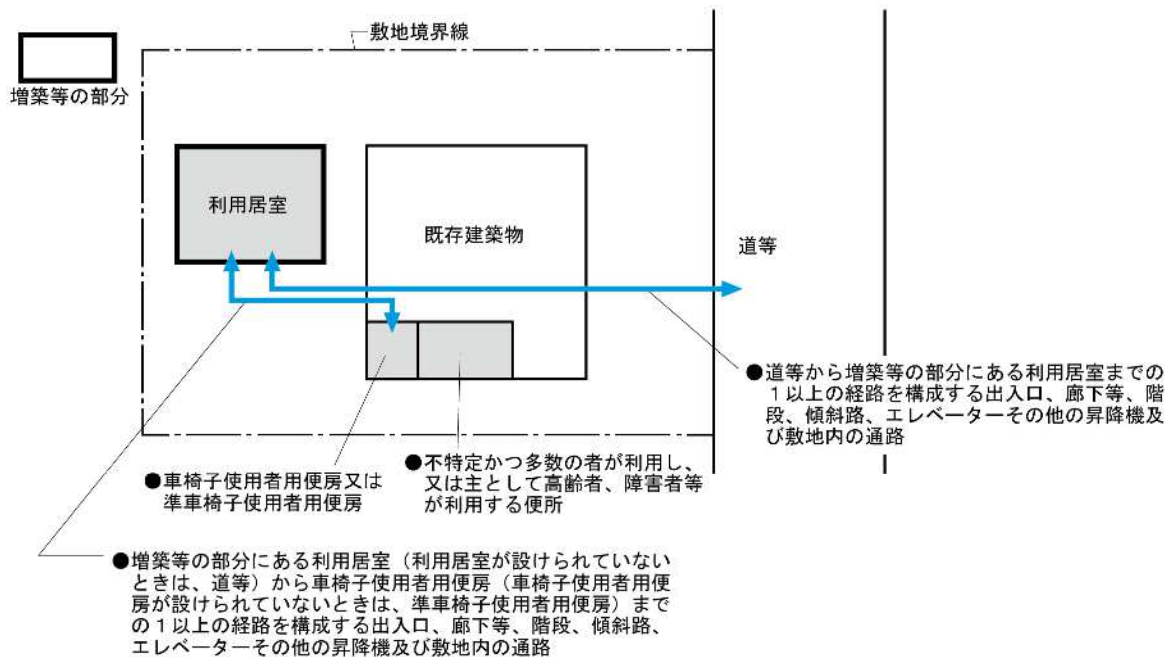


図 18-2 増築等における基準の適用部分
 【利用居室を別棟増築し、既存建築物の車椅子使用者用便房を利用する場合】

基本的な考え方

- ・既存建築物の増築、改築等を行う場合に整備が必要な部分を明らかにし、円滑な利用が可能となるようバリアフリー化整備を進める。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
<p>●生活関連施設のうち多数の者が利用する建築物において、施行規則別表第2 1の項から6の項まで、9の項から11の項まで、12の項(1)及び(3)、13の項並びに18の項の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・01 出入口(規則別表第2 1の項) ・02 廊下等(規則別表第2 2の項) ・03 階段(規則別表第2 3の項) ・04 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路(規則別表第2 4の項) ・05 便所(規則別表第2 5の項) ・06 浴室等(規則別表第2 6の項) ・09 カウンター(規則別表第2 9の項) ・10 休憩設備(規則別表第2 10の項) ・11 敷地内の通路(規則別表第2 11の項) ・12 駐車場((規則別表第2 12の項) ・13-1 移動等円滑化経路(規則別表第2 13の項) ・13-2 エレベーター及び乗降ロビー(規則別表第2 13の項) ・13-3 特殊な構造の昇降機等(規則別表第2 13の項) ・18 増築等に関する適用範囲(規則別表第2 18の項) <p>⇒政令第24条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の利用する生活関連施設や、主として高齢者、障害者が利用する生活関連施設でなくても、多数の者が利用する生活関連施設は、一定の一般基準と移動等円滑化基準への遵守義務を求めている。 <p>多数の者(特定多数)が利用する生活関連施設を読替えた際の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校 <ul style="list-style-type: none"> 生徒、学生、教職員及び来客など「多数の者が利用する」室(教室、体育館、職員室、食堂等)、階段、便所、廊下等が対象 ・共同住宅 <ul style="list-style-type: none"> 居住者や外来者など「多数の者が利用する」室(ロビー、集会室等)、階段、共用の便所、廊下等が対象。なお、住戸内部は対象外 ・保育所 <ul style="list-style-type: none"> 児童、保護者、来客、職員など「多数の者が利用する」室(ほふく室、遊戯室、食堂等)、階段、便所、廊下等が対象 	

基本的な考え方

- ・聴覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるように施設を整備する。
- ・聴覚による情報入手が不可欠なため、わかりやすい空間計画が求められる。
- ・緊急誘導などの情報伝達は、電光文字表示、光、振動などを総合的に検討し、かつ連続的に行う。
- ・聴覚障害者への利用対応として手話通訳者を適宜配置する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
案内設備	○庁舎、病院、百貨店、劇場、集会場、ホテル、体育館、博物館等の窓口等の1以上には、文字による情報を表示する設備を設ける。	・文字情報を表示するための設備とは、手書きのできるボード、電光文字表示板が考えられる。
聴力を補う設備	○庁舎、病院、百貨店、劇場、集会場、ホテル、体育館、博物館等の1以上の利用居室には、スクリーン等を備え、スクリーン等に聴力を補う文字を映し出せる機器又は聴力を補う設備を設ける。 ○主要な階段の踊り場、廊下、地下街等の曲がり角には必要に応じて鏡を設ける。	・「聴力を補う設備」には、磁気ループ等の集団補聴装置等がある。 ・その他の施設においても、音声での情報を提供する際は、文字による情報提供に努める。
手話通訳等	○庁舎、病院、百貨店、劇場、集会場、ホテル、体育館、博物館等の受付等には、手話通訳者を配置する。ただし、手話通訳者を配置できない場合においては、筆談等利用者の円滑なコミュニケーション設備を設ける。	・文字を映し出せる機器には、パソコンプロジェクター等がある。

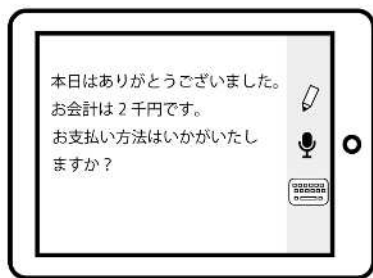


図 20-1 タブレット端末等を利用した対話の例
(音声認識、筆談)

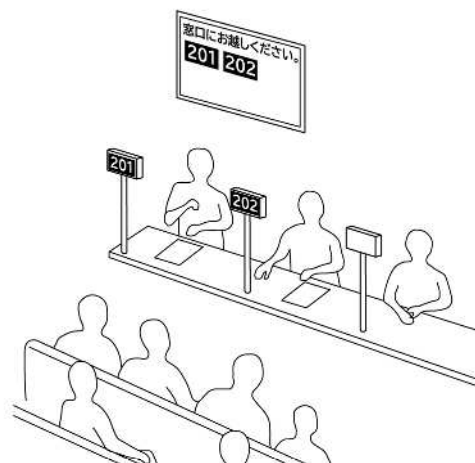


図 20-2 呼び出し番号の文字表示の例

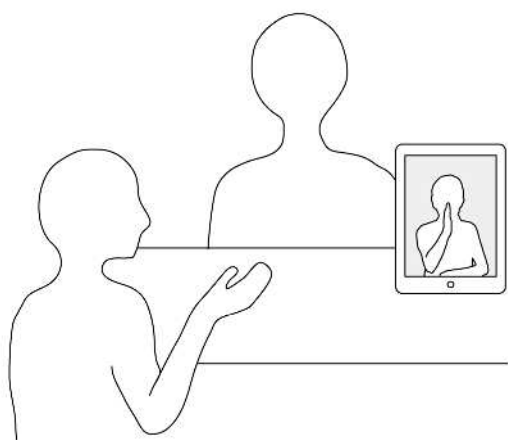


図 20-3 タブレット端末等を利用した
遠隔による手話通訳
サービスの例

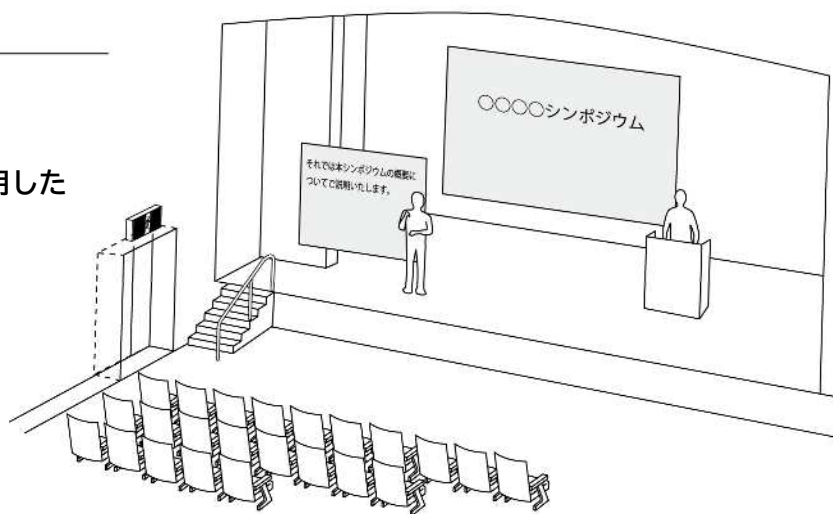


図 20-4 音声認識アプリ等を活用した字幕の例